

総務産業常任委員会会議録

- 1 日 時 平成31年2月13日(水)
9時30分開会 16時10分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：奥秋康子 副委員長：山下清美
委 員：深沼達生、佐藤幸一、口田邦男(欠席)、桜井崇裕
議 長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 総務課(消防分) 参事：城 俊正
商工観光課 課長：斉木良博、課長補佐兼商工労政係係長：葛西哲義
観光振興係長：川原基央
農林課 課長：小林進、参事：齋藤博章、課長補佐：寺岡治彦
課長補佐兼農地整備係長：渋谷直親、牧場長兼管理係長：水野秀明
牧場長兼管理係長：水野秀明
農業委員会事務局 局長：池守輝人、次長兼農地振興係長：渡邊義春
御影支所 支所長：菅野靖洋、総務係長：佐藤こずえ
出納課 課長：阿部剛裕
監査委員室 室長：佐藤秀美
税務課 課長：小林秀文、課長補佐兼町民税係長：佐藤恵美子
建設課 課長：内澤 悟、参事：高橋覚史、
課長補佐兼住宅都市係長：山田寿彦
課長補佐兼土木管理係長兼公園緑化係長：佐藤一成
水道課 課長：堀 秀徳、課長補佐：野々村淳
企画課 課長：松浦正明、課長補佐兼統計企画係長：前田真
総務課 課長：田本尚彦、参事：山本司、課長補佐：鈴木聡
課長補佐：藤田哲也、課長補佐兼契約財産係長：西田史明
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
・所管に関する事項について
 - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

委員長（奥秋康子）：総務産業常任委員会を開催する。本日、口田委員から欠席の届出がある。

（1）所管事務調査について

委員長：今日の所管事務調査は、所管に関する事項についてである。先日処務規程等の所管事務調査資料は配付してあったと思う。今日の所管事務調査は、議会議員改選後に毎回実施しているが、総務産業常任委員会が所管する事務について確認するための調査で、各事務事業の詳細を把握するための調査ではない。質疑でも詳細を確認するような内容は好ましくないということをお願いする。調査は日程表のとおり課ごとに進める。各課から所管する事務の説明を受け、その後質疑を行う。時間は多少前後してもかまわない。今説明したかたちで進めたいと思うがよいか。

（よいという声あり）

委員長：説明員に入室を許可する。休憩する。

【休憩 9:32】

（総務課〈消防分〉入室）

【再開 9:33】

委員長：再開する。最初に総務課（消防分）から調査をする。参事から説明を求める。

総務課参事（城俊正）：平成28年4月に消防職員の組織がとちかち広域消防事務組合として、十勝圏で従来6消防本部で消防事務を運営してきたもの一元化を図ると同時に、消防団組織を各町村組織下に戻すこととなった。清水町として必要となる条例、規則、各種規定の整備を行い、消防団組織については平成28年4月より清水町の組織下として運営している。従来消防署で行ってきた消防団事務は、広域化後も変わらず消防署で行えるよう、消防職員は清水町職員、総務課付きの併任発令を受けている。したがって、あらゆる面でとちかち広域消防と清水町の規定の使い分けで事務執行を行う必要性を求められている。消防団の現状だが、十勝管内には21消防団が存在している。1町村で2つの消防団を保有しているのは清水町と新得町の2町。これは昭和60年代に当時の国の方針で1町1消防団とする消防団組織の統合を進める中で、当時北海道の消防担当部署であった防災消防課からも直接指導に入った経緯もある。しかしその後平成17年に入り、国の告示基準である消防力の整備指針が一部改正となり、町村合併と消防団の遠隔その他特段の事情がある場合についてはこの限りではない、1町3団であっても国としては認めるという方針が変わっている。それに基づいて現在に至っている。全国的に消防団に所属する消防団員の就業構造が変化し、被用者と言われるいわゆる会社員の方が7割から8割を占め、自営業者が減少している。昭和40年代と比較すると逆転する時代に入っている。この要因が最も団員確保の困難性を生み、消防団員数は全国的に減少傾向にある。清水町の両消防団も同様で、定員数を確保することが困難な状況が続いており、現在の実員数は清水消防団定員が65名に対して56名、御影消防団が定員40名に対して35名となっている。昔のように消防団の存在が当たり前ではなくなっている。消防団の組織力に頼る部分は小規模町村ほど大きく、延焼火災を消防署の消防力だけで対応することは困難である。消防団の組織力低下は結果として直接的には災害時の被害拡大を左右することにつながり、住民生活に影響を与えることと考えられる。引き続き、定員確保に向け消防団と連携し努力する。本来職業を持った特別地方公務員の立場で従事している消防団員の特性は、3つの要素があると言われている。1つ目が動員力、2つ目が地域密着性、3つ目が即時対応力と言われている。これらを兼ね備え、全国全ての市町村に組織されており、平成25年12月に制定された消防団を中核とした地域防災力の充実・強化に関する法律により、地域にとって欠くことのできない存在であることが明確に法律上規定化された。この法制化のきっかけとなったのは東日本大震災であり、災害で失った消防団員数は、死者・行方不明者含め254名にのぼる。ちなみに職員の死亡・行方不明者は27名。予算編成については、清水消防署費、清水消防施設費。職員費は、清水町がとちかち広域消防事務組合に対し

負担金として支出している。とかち広域消防事務組合の議会が議決権を有している。また、広域消防の議会費、組合運営費、消防局費などの共通経費の負担割合は、均等割 20%、人口割 80%で算定され、同じく負担金として支出している。清水町における消防予算は消防費を款・項とする中の目設定として消防団費と、清水町財産である消防水利の整備、修繕費が主であるが、消防施設費が設定されている。平成 31 年度予算関連の主な事業であるが、本年 7 月に江別市野幌にある北海道消防学校を会場にした北海道と公益財団法人北海道消防協会主催の北海道消防操法訓練大会に御影消防団が小型ポンプの部に出場予定で、1 月から基礎的な訓練を開始している。更に、先ほども説明した消防団充実強化法に関連して平成 26 年 2 月に国の告示基準が定められ、清水町としては服制規則を設けている。消防団員の服制規則の中で活動服の仕様の変更となった関係で、清水・御影両消防団実員数分の活動服の更新を新年度単年度事業として予算付けをしている。以上、概要の説明とする。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：消防団の定員が足りないということで、私どもも消防の演習や出初式を拝見して、少ないという感じを受ける。今後消防団と協力して人員確保に向けてということだが、なかなか仕事を持っていると難しいと思うが、今まで多いときはどれぐらいいたのか。

総務課参事：私も消防に入って 40 年以上になるが、ここ 20 年来定員には達していないと記憶している。資料の最後のほうに「消防団員募集中」という資料がある。清水消防団用と御影消防団用で組織の機構が違うように作っている。今まで清水町に古くからある大きい工場関係、プリマ、ホクレン、日甜に回ったことがなかったが、昨年度 4 月に変わった新しい消防団長と一緒に工場長のほうに出向いて消防団の実情を説明した。プリマハムにおいては女性が 1 名御影消防団に所属しているが、6 月に男性が 3 名清水消防団に入団した。ホクレン清水製糖工場からは 10 月 1 日に 3 名清水消防団に入団している。4 月の町内会長・農事組合長の連絡会議の場でも同じ資料を配付して、地域の方で興味を持てる方がいたら紹介してほしいという話もしているが、なかなか難しい現状が続いている。

桜井委員：災害、火事のときに支障がないような状況はどうしても必要かと思うので、よろしく願いたい。一昨年自然災害があったときに、消防団の活動もまた違った中で大変重要な役割を果たしたと思うが、そういったときも OB だとかいろいろな関係の中で対応していると思うが、どういう状況か。

総務課参事：OB の活用はできない話ではないが、現実として今清水の消防団の中に取り入れている状況にはない。大きい災害があった場合に人員が足りない部分に対応していただくために特定の消防団業務に従事させる方法として機能別消防団員という特化した活動を行うもの、これは新得町で水難救助の部分で 2 年ほど前に取り入れられている。トムラウシのほうに水難救助を教育するような団体が存在していると思うが、そこに所属している方を水難救助事故が発生した場合に消防団員として活動させるというものを取り入れているところがある。十勝管内ではほかには今のところ聞いているものはない。

桜井委員：今年度の予算で活動服の更新をするということだが、これはどのぐらいの頻度で交換するものか。

総務課参事：年数を区切ってという定めは持っていない。損耗に応じてというのが基本的な考え方で、今回の国の服制の準則が改正されたのは平成 26 年 2 月だったが、その後清水町に移管される際に服制規則を制定している。基本的には国の告示基準に沿う仕様という定めになっているが、規則の中に従前の仕様の活動服も認めるという経過措置を定めたので、古い仕様のものを使用してきた。団員に対しては貸与品扱いなので退団したときは返納を求める。新たに入ってきた団員に対しては、まず在庫で所有している活動服を着合わせして、体型に合わない場合は新たに購入するというやり方をとっている。昨年 10 月にホクレンの方が入団されたとき、在庫では対応しきれなくて業者に発注をかけようとしたが、業者も何社か全国に存在しているが旧仕様の在庫がなく、古い仕様のものを発注するのであれば特殊扱いになり納期に 3 か月ぐらいかかるという話になって、この際に切り替える必要があると判断した。

委員長：ほかにはないか。以上で総務課（消防分）の所管調査を終える。休憩する。

【休憩 9：50】

（総務課（消防分）退室、商工観光課入室）

【再開 9：52】

委員長：再開する。次に、商工観光課の所管事務調査を始める。最初に説明員の自己紹介から願います。

商工観光課長（斉木良博）：（説明員紹介）資料に基づいて説明する。1番目、組織図ということで、今の商工観光課の配置になっている。係は2つ、商工労政係と観光振興係となっている。課の人員については職員4名と地域おこし協力隊2名。地域おこし協力隊については2名在籍していたが、それぞれ任期3年の最終年度ということで次の仕事先を見つけて12月にそれぞれ新しい仕事に就くということで退職になり、現在募集中となっている。関係団体は、商工会、観光協会、建設業協会、その他合わせて10団体となっている。2頁、分掌事務。商工労政係と観光振興係2つの係で仕事をしているが、商工労政係については、商工業の振興に関することや起業に関することなどの仕事をしている。観光振興係は、観光の振興、観光物産、観光団体に関することなどを行っている。個別の事業について概略を説明する。3頁については、子育て世帯の定住促進住宅取得奨励金の交付事業である。平成30年度の予算額は13,000千円。15歳以下の子どもがいる世帯に対して町内事業者で新築した場合には最大1,000千円で、現金800千円とハーモニーカード商店街の商品券200千円という内容で交付する仕組み。町外だと800千円、中古住宅については500千円を交付する。中古住宅についてはこれまで築後15年を超えない住宅を取得した場合という要件をつけていたが、15年はわりと新しいというか、15年を超える中古住宅の売買、取得が多い状況から、15年を超える中古住宅についても交付するように規定を改正している。今年度の交付見込みは19件。執行見込みは14,400千円で、予算額13,000千円を1,400千円ほど超える見込みだが、次の頁にある移住者定住促進や定住促進住宅の取得奨励金が同じ費目にあるので、そちらの予算で交付できる予定。4頁は、移住者定住促進住宅取得奨励金交付事業。1年以上町外に居住していた方が清水町内に住宅を新築したり、取得をした方について最大800千円交付する事業。こちらも中古住宅については同様に規定を改正している。今年度の交付は中古住宅3件の予定。執行は1,200千円を予定している。5頁、定住促進住宅取得奨励金交付事業。賃貸住宅に住んでいた方が自分の住宅を建てたり取得した場合に最大800千円を交付する事業。中古住宅については同様に規定を改正している。交付見込みは4件で、町外業者新築3件と中古住宅取得1件ということで、2,200千円の執行見込み。この3事業を合計して、それぞれ予算の中で執行できる見込み。それぞれの施行月日が若干ずれており、3頁の子育て世帯定住促進住宅取得奨励金については平成28年4月から、4頁の移住者定住促進住宅取得奨励金については平成29年7月1日から、5頁の定住促進住宅取得奨励金については平成29年10月1日からとなっている。事業の終期は平成32年3月31日と決めている。6頁、移住定住促進事業については、日常的な移住の相談の対応など移住定住に係るいろいろな事業についてまとめている。建設業協会に委託して土地・建物の斡旋、移住相談など実効性のある業務を連携して行っている。今年度、清水地区の移住体験住宅を整備した。道営住宅だったものを取得して改修し、11月ぐらいから移住体験住宅として活用している。移住相談、移住の暮らしフェアというものが東京、大阪であり、それぞれ職員と建設業協会から3～5名参加して相談等を受けている。11月11日の東京の北海道暮らしフェアでは、町長も出席して移住者の相談等に対応してきた。1月15日から17日の3日間、移住体験モニターツアーで2名の方に参加いただいて、町内・町外含めて、十勝の暮らし、清水の暮らしを体験していただいた。移住体験住宅の実施状況については以上であるが、御影住宅については利用日数119日、6件、9名利用があった。清水住宅については7月には完成をしていたが、ふるさとワーキングホリデーの事業が7月21日ぐらいに説明会があってすぐ参加したいという申し込みがあったので、急遽7月31日から参加者の滞り場所として活用した。移住体験住宅としての申し込みは2件、3人が利用し、22日の利用となっている。移住・定住の状況については、5年間の実績をまとめている。こちらのほうで把握をしているものを数値として集計したもの。平成29年度までの5年間では24件、51人の移住があり相談件数は103件あった。今年度は3件、4人が移住している。予算執行見込みについては、概ね予算額のとおりかと思っている。7頁、ふるさとワーキングホリデー推進事業については、7月に補正予算を議決いただいて実施した新たな事業。道外の大学生や若年層の社会人等に参加をいただき、町内で一定期間仕事をして、その期間清水や町外でも体験をしてもらって関係人口を増やしていく。清水町への移住のきっかけづくりになればいいということで今年度実施した。7月21日と12月15日に総務省が行った説明会があり、そこでPRして今年度18名の参加予定。先週末から今期の参加があり、今町内の農場で就業体験をしている。参加者の住宅は町内の宮崎さんの借家と、ホクレンの住宅を借りて用意している。この何日間の寒波でホクレン住宅の水道が凍結したり使いにくいということなので、今急遽移住体験住宅を活用している。それぞれの参加者の住宅については備品等最低限の暮

らしがができるような状況を整備している。滞在中の移動としてレンタカーや、貸布団を借りてそれぞれ対応している。執行見込みについては7,585千円の予算であったが、3,400千円ぐらいで終わるかと思っている。7月の補正予算時点では委託をして参加者募集をしようかと委託費も想定していたが、総務省の説明会で一定程度集まったので委託を取りやめている。次に、労働費の事業の説明。1点目は就労対策事業ということで、季節労働者の生活安定のために一定期間仕事をしてもらうということで、4月と1月に実施しているが、それぞれ10名、12名の参加があり、執行見込みについては600千円ちょっととなっている。この事業については60代半ばから70代の参加者が固定されているような現状なので、季節労働者の生活安定に寄与するという部分の事業としては実効性がないという判断の元、今年度いっぱいでは終了を考えている。8頁、新卒者就労支援事業ということで、新たな仕事を探す間役場で一般事務の仕事をしてもらってハローワークなどに通いながら就職先を探すというもの。今年度1名の募集があり1,420千円の予算に対して550千円から560千円ぐらいの予算執行見込み。1名の参加者は御影の方で、町内に就職が決まった。一番下、十勝北西部通年雇用促進協議会負担金として97千円を支出しているが、これは季節労働者に対する通年雇用に向けてのいろいろな事業等を行っている協議会に対しての負担金である。事業内容の一番上に「季節労働者人事バンク登録業務」と書いてあるが、「季節労働者人材バンク登録業務」に修正をお願いする。括弧内の人数等については町内の方の登録や通年の雇用に移ったという実績である。協議会からの情報提供によって記載をしているもので、業務は協議会のほうで進めているもの。音更町役場が事務局になって進めている。9頁、商工振興費の事業。町内の事業者が行う住宅リフォーム・太陽光発電システム導入に奨励金を交付するという事業。予算額は5,000千円。住宅リフォームについて今年度24件の申請があり3,130千円で、今後3件程度の申請がありそうということで、執行見込みは3,580千円を見込んでいます。太陽光発電システムについては、平成27年から今年度まで申請がない状況。下の部分は、商工会に対する補助事業。商工業振興事業については、商工会の人件費や一般業務に対する補助金として、29,556千円の予算額。執行についても同額を見込んでいます。10頁はハーモニープラザの運営補助金。ハーモニープラザの維持管理、償還金等に係る補助金として19,690千円の支出を見込んでいます。その下、中小企業近代化資金の利子等の補給金。保証料全額、利子については1.5%を超える部分の利子補給をしている。今年度は概ね予算額15,566千円の執行を見込んでいます。件数については保証料36件、利子補給181件、平成28年の災害時の資金の供給に対しての利子補給金としては21件、2,066千円を見込んでいます。こちらについては、12月の議会で2,000千円の増額補正をいただいている。11頁、商工業活性化店舗開店等支援事業については、町内の商店街における新規開店と空き店舗・空き地等活用に対する改修費や取得に対する助成。新規開店の限度額は2,000千円、空き店舗の改修は1,000千円。新たな雇用があった場合には1名につき500千円、清水高校卒業生の場合は100千円増をして600,000円を助成するという内容になっている。助成の見込みについては記載のとおりで、執行見込みは3,757千円を見込んでいます。12頁、十勝地域産業活性化協議会負担金というもの。これは平成26年3月に企業立地促進法に基づいて設置をした協議会だが、新法、地域未来投資促進法が施行され、今年度いっぱいではこの協議会は廃止される。次年度以降、仮称だが十勝地域産業活性化ネットワーク会議ということで勉強会的に情報交換をする場ということで組織化される予定になっている。今年度の地域産業活性化協議会の負担金については103千円の予算執行見込み。続いて企業立地促進補助金。こちらについては、大きな企業、例えば新設だと投資額30,000千円以上、雇用が新たに5人以上の部分について補助金を交付する事業となっている。現在十勝清水農協の黒にんにく工場の増設にかかる分ということで、2人雇用された分に対する補助金720,000円が執行見込み。13頁、起業・雇用促進補助金は町独自で制定したもの。資本金10,000千円以下の小規模の事業所に対する助成となっている。新設・増設については上限2,000千円、店舗改修は1,000千円、雇用については1名につき500千円、清水高校卒業生を雇用した場合は600千円ということで3年間助成する。現在は3件助成を行っていて、予算額どおりの6,600千円の施行見込みとなっている。14頁、観光費の地域おこし協力隊の部分、予算額は6,771千円を見込んでいます。人件費等にかかる経費である。先ほど話したとおり12月に退職しているので、執行見込みは若干減になっている。当初3名の地域おこし協力隊の配置を予定していたが応募がなかったということで、1名を臨時職員に代えて6月に補正予算を組んで対応した。千年の森の売店での観光案内、物産の販売業務、ハーモニープラザでの業務、移住体験住宅、移住相談、観光PR等のイベントの参加などを行っている。15頁、観光協会の補助金。予算額は7,075千円ということで、十勝清水まるごとスタンプラリーというものを実施したり、さっぽろオータムフェストに牛玉ステーキ井地域活性化協議会が出展しているが、出展

に合わせて観光PR支援を行ったり、11月9～11日、狸小路のHUGマートの物産展に参加したりしている。物産振興事業としては、当初“清水「食」の元気祭り”という観光協会主催のイベントを予定していたが、今年度「十勝清水肉・井まつり」を急遽開催することになり、元気まつりに対する経費はそちらに充てて、商工会、建設業協会、十勝毎日新聞社と実行委員会を組織して実施してきた。産直軽トラ市については7月から10月にかけて開催した。清水では5回、御影では4回開催している。予算執行見込みは予算額と同様の金額を見込んでいる。最後の16頁、観光施設整備事業補助金5,454千円の予算額。清水公園のレストハウス、サルビアの浄化槽の設置に係る事業費になっている。予算執行見込みは5,292千円。平成28年の台風災害のときに法面から土砂等が流入し、下水、排水部分の設備が損傷し、お店も休止状態になっていた。その状況を改善するために浄化槽を設置している。4月早々に設置の工事が入って、サルビアがオープンした。十勝清水肉・井まつり実行委員会補助金については、7月の議会で議決をいただき2,000千円の予算額。9月16日に有明公園で開催した。観光協会・商工会・建設業協会・十勝毎日新聞社・清水町が実行委員になって、7月10日に実行委員会を設立して準備を進めてきた。当日は想定を超えるたくさんの方が集まって、用意した5,400食程度の井メニューは短時間で売り切れになるような状況であった。その他飲食や物販のブースもそれぞれ盛況をいただいた。新たな事業ということで協賛広告等を募集して、初回ということもありたくさんの方に協賛いただき、町の補助金は2,000千円の予算に対して1,390千円の執行見込みで終わるかというところ。道の補助金は900千円の交付決定見込みということで申請をし、事務を進めている。以上、説明を終わる。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：2点お聞きしたい。地域おこし協力隊がなかなか募集しても来てもらえない現状があると思う。余談であるが、東川町あたりは今30人の協力隊がいるということだが、今後協力隊はやはり総務省の関係もあるが、ぜひとも来ていただいて、できれば清水に住んでいただきたい。今後の見通しを聞きたい。

商工観光課長：移住・交流推進機構（JOIN）という、全国の地域おこし協力隊や移住などの情報発信をしている組織があり、そちらにも募集を出しているが、なかなか引っかかってこない。先日北海道新聞にも載せているが、企画課と連携して効果的な情報発信をしていきたい。来年度の予算には組み込んでいないが、東川町や浦幌町は出張旅費をかけてふるさとワーキングホリデーのような説明会等に参加して地域おこし協力隊の確保をしている状況。そういったことも今後必要かと思っている。要件としては過疎地以外のところに居住している方に来てもらうことになるので、例えば帯広でも音更でも要件としては該当するので、清水高校生には実際にもう話はしているが、その他大学などにも情報提供をしたいと思っている。

桜井委員：定住に関するいろいろな事業があるのは分かっているが、建設業協会とタイアップしてリフォームや改修に関わってくるのだと思うが、農村部に移り住みたいという要望もある。私も今回いろいろ地域を回って、農村部においてもかなり空き家があるという中で、できれば建設業協会ばかりではなくて農協からもある程度の協力をいただいてそういったことに結びつけるようなことも考えられないか、検討していただきたい。

商工観光課長：建設業協会については、商工会など各団体と連携して移住に取り組もうということで、平成20年頃に移住促進協議会をつくったと思うが、一定程度その取り組みがあって、発展的解消の中で実質的に住むところの対応ができるというところで建設業協会と連携する流れになったと認識している。実際のところ北海道暮らしフェアだとか、トマムでもアプローチをしたりして、建設業協会が持っている情報は、そういう相談の際にはすごく有効だと思っている。日常的な、例えば住むところはないかという相談にも現実的な対応ができるので、そういった部分では建設業協会との連携は有効だと思っている。農村部は、農協の協力を得られればそれはいいことだと思うので、話しかけてみたいと思うし、農協の情報を得て建設業協会と連携しながら改修や条件整備ができればいいと思った。

佐藤委員：移住者定住促進住宅取得奨励金交付事業、定住促進住宅取得奨励金交付事業、子育て世帯定住促進住宅取得奨励金交付事業について、似たような事業が3点あるが、これは3つ該当になった場合は3つで予算が使えるということか。

商工観光課長：それぞれ要件が違って、移住者定住促進住宅取得奨励金については、1年以上町外に住んでいた人が町内に住宅を建てたり、住宅を買ったりという場合に最大800千円交付するというもの。定住促進住宅取得奨励金については、町内の賃貸住宅に1年以上住んでいた方が自分の住宅を取得する場合に最大800千円交付するという事業。それぞれ該当する要件を分けている。子育て世

帯定住促進住宅取得奨励金については15歳以下の子どもがいる世帯が住宅を建てたり取得した場合に交付するもの。

佐藤委員：だぶって交付されるということはないのか。

商工観光課長：ない。

佐藤委員：十勝清水肉・井まつり実行委員会の補助金が出ているが、このまつりについては大成功だったと捉えているのか。

商工観光課長：初めてのことで時間がなくていろいろ工夫しながら準備をしたというところがあり、全て万全かというところではなく、不十分だったとか、配慮が足りなかった部分が多々あったと思っている。当日もこちらが想定する以上に人が来たということがあって、食事の提供や物販販売など完売になり盛況だという部分はあったが、逆にたくさんの方が来られて皆さんに提供できたかというところという状態ではなかったため、まだまだ改善の余地はある。次回に向けて検討しなければならない課題は感じている。反省会等を行ってそれぞれ部署に張り付いていた職員や担当者から反省点をいただいているので、参考にして全体の計画を作っていこうと思っている。

委員長：ほかにないか。

(なしという声あり)

委員長：以上で商工観光課の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 10:27】

(商工観光課退室、農林課入室)

【再開 10:40】

委員長：再開する。農林課の所管事務調査を始める。説明員の自己紹介のあと説明をいただく。

(説明員紹介)

農林課長(小林進)：農林課から提出している組織図を基に農林課全体の組織構成を説明する。大きい枠が5名の管理職。参事は北海道から2年間の派遣で昨年度から着任している。係体制は、農林課の代表係の農政係をはじめ、林務係、畜産係、農地整備係になる。農地整備係においては帯広開発建設部から2名、災害復旧支援のために平成29年度より町職員として出向していただいている。そのうち1名は平成30年12月31日退職と書いているが、胆振東部地震により直営の地域が甚大な被害を受けたということで12月31日をもって復職している。町営育成牧場は農林課所属となっている。そのほかに担い手コーディネーター1名と臨時職員が農地整備係に1名、牧場に16名がいる。総勢33名で農林課の業務を執行している。続いて、各代表的な事務内容については事務分掌の資料をもって説明する。8頁から9頁にかけて、処務規程第9条、農林課の分掌事務が掲載されている。8頁、農政係は16項目の事務が記載されている。仕事の内容は、農業振興策の企画、推進、各種計画、補助事業の総括、農業災害対策、新規就農者・担い手対策、農村ホームステイの受け入れ、農村浄化槽設置補助、地域再生協議会、営農対策協議会、食育推進協議会等の団体の事務総括が代表的な業務である。平成31年度もやっていくが、雇用対策についても農政係で進めるかたちになっている。次に畜産係は9項目が記載されている。畜産に関する振興策、家畜伝染病対策、家畜ふん尿処理対策、畜産センターの管理が主な業務である。ホルスタイン共進会の開催、バイオガスプラントに関する業務、清水町も被害があったが鳥インフルエンザ等の伝染病対応などが畜産係の主な業務である。次に林務係は10項目が記載されている。係の名前のおり、林業に関する振興策、町有林整備及び管理、林地開発行為の業務、有害鳥獣駆除対策が主な業務になっている。平成31年度から森林環境譲与税の話が出ているが、この係が中心となって森林の調査に伴って整備を着手する予定となっている。近年問題になっているアライグマ等、有害鳥獣駆除を猟友会と調整しながら対応していくのが林務係の主な業務。続いて9頁、農地整備係は10項目の事務が記載されている。土地改良基盤整備、農業用施設の維持管理及び災害復旧が主な業務である。国営と道営事業、団体事業の調整と発注をしている。それに伴う負担金の徴収業務も行っている。そのほかに農村地域の環境整備を実施しているが、この事業については多面的機能支払事業というものがあり、11団体の地域との調整や事務の執行を農地整備係で行っている。平成28年の災害復旧も農地整備係がやっているが、補助災害については本年の3月をもって全部完了する。農地も排水も3月で完了する。ただし排水路は小規模な被災箇所が多々あり、引き続き団体営事業で平成31年度以降も

復旧に入っていくかたちで進めていく。最後に町営牧場の処務規程が 19 頁に記載されている。第 4 条の 2 に 11 項目あるが、業務内容は育成牛の育成と飼養管理である。現在約 1,000 頭規模の冬季舎飼を行っているが、飼育環境を見直す必要があるので、平成 31 年度から道営事業を実施して、草地更新、牛舎の新築、機械の新規受け入れなどを実施していく。以上、農林課の所管する事務内容について説明とする。

委員長：何か質疑はあるか。

深沼委員：平成 28 年に甚大な被害を受けたが、円山牧場は今完全に直って災害前の状態に戻っているのか。

牧場長（水野秀明）：復旧状況は、平成 28 年に被害を受けた分については平成 29 年度に災害復旧工事を進めて、廃土など公道に流出した部分については直っている。放牧のほうは次年度から段階的に行う。というのは、放牧地は直っているがそれにまつわる柵をまだ手直ししなくてははいけない部分がある。平成 31 年度も 100%というわけにはいかないが徐々に放牧を開始していく予定。

深沼委員：今までは清水町の育成牛は全部清水町内で扱っていたが、今でもまだほかに委託しているということか。

牧場長：広域預託という呼び方をしているが、被害の有無に関わらず、基本的に町営牧場の限度頭数を越えた希望があるので、あまりにも突出した希望をしている方には、南富良野町や訓子府町、芽室町の町営牧場に預かってもらっている状況。

佐藤委員：有害鳥獣駆除に関する質問をしたい。猟友会の人がかかなり少なくなっていると聞いたが、鹿やアライグマの状況はどのようなものか。

農林課長：猟友会は確かに人員が少なくなっている。若い方がなかなか入ってこなくて、在職している方も高齢化してきている。先ほどの森林環境譲与税ではないが、そういうものにお金を出していきながら、人員を確保していけるような支援策を猟友会に絶えずしていくようなかたちは考えている。有害鳥獣は、鹿はかなり前から北海道の施策で駆除されているのでかなり減少している。ただし、今年森林管理中の方が事故で亡くなった中で、国有林に入っていけない現状があり心配されるところではあるが、今一番問題なのはアライグマが十勝のほうで増えてきている。新聞等から情報は得られていると思うが、清水町が断トツ多く、対策を練って捕獲をしているという現状。ほかの町村にもたくさんいるが、清水町で生まれて清水町が起源みたいな言われ方もするが、そういうことではない。道南や道央のほうではアライグマがかかなり増えすぎてしまって難しいとのこと。十勝はこれからということだが、これからと言ってもかなり厳しい状態のレベルまで達してきているという中で、アライグマは自主的に捕獲してもらおうという趣旨になる。柵などを購入して、多面的機能支払事業の中でも檻などを買えることになっているので、そういう対応をしていながら駆除していきたいと考えている。

桜井委員：今豚コレラが問題視されているが、清水町の酪農も大規模化が進んで今の町の防疫体制の中で、もし大きな規模のものが発生したときに対応ができるのかお聞きしたい。

農林課長：豚コレラも新聞等で報道されているとおり、鳥インフルエンザと同様国で対応していく中で、最終的に北海道になると思う。清水町は北海道で唯一鳥インフルエンザが発症した町となっているが、そういう危機感是十分に持っている。北海道では豚コレラが来ることはないが、十分に情報を得て危機感を持っているつもりである。実際問題対応ができるのかという疑問だが、これについては先ほども言ったように鳥インフルエンザ等もあり北海道もかなり危機感を持ち、かなり整備して研修や実地訓練を実施しているので、豚コレラについても同じような対策というかたちの中で北海道を中心に清水町で万が一発生したときには中心となって本部をつくって対応していくかたちしか今のところはない。

桜井委員：法定伝染病はたしかに道と協力してやらなければいけないということは分かるが、今大規模になっている中で、先ほどアライグマの話もあったが、いろいろな媒介をする。サルモネラなどは酪農家にとっては大変な損害になる。そういったものに対する防疫という中で、もし発生した場合には全部消毒をするなど、今後ますます大規模になってくる中で町の防疫体制でしっかりやっつけられるのか。また、とんでもなく大きな事業体の中でも同じようにできるのか。酪農家ばかりではなくて心配しているところもあるのでお聞きしたい。

農林課長：今も続いているが、昨年サルモネラ菌がかかなり集中的に発生して消毒関係に多数の人員を出して対応した。これについては農業共済や獣医が中心となった中で、役場、農協で協力しながらやるという現状は変わらない。ただ、委員が指摘するとおり職員も限られているので、大規模なものになるとかなり大変になってくる。それについては農林課だけではなく、そのほかも含めて行政全体で対応していかなくてははいけない問題にもなると思う。

桜井委員：本町においては美蔓にバイオマスプラントをつくっている。個人の方と事業体がやっているバイオマスプラントが2基あって、新たに1基がまたできて、そのほかに羽帯にもう1基か2基つくりたいという考え方を持っている。先日中標津町の方と話す機会があり、消化液が飽和状態になっていて撒くところがないとのこと。同じ畑に連続して撒いているので、そこはもう作物を採るような状態ではなく、ふん尿を処理するだけの面積を確保しているとのこと。そういった状態はもう本来の姿ではないと思うが、今後清水町も有機をうまく使っていくとか連携していくということは分かるが、将来そういう問題も起きないわけではない。そういったことはどう認識しているか。

農林課長：バイオガスプラントについては、今後羽帯地域にも1基検討しているところである。これから調整をしていくところ。消化液に関しては始まっており、現在だけでも撒けるところはかなり厳しくなってきた。今後、美蔓地区でつくられる。美蔓地区では9件の農家でやっているの、その消化液については自分のところの農地に対応は可能かと思っているが、今検討している羽帯とか、今既に運営している2基の中で1件はかなり大きなところになるので、消化液を全部撒くとなると清水町の行政区域だけでは足りないということは明らかになっている。消化液の処理はかなり重要な課題である。ただ、有効的な資源なのでなんとかしていきたいと考えているが、広域的な処理体制をとっていかねばいけいけいではないかと思っている。昨年十勝バイオガス関連事業推進協議会が設立され、清水町も入っている。どこの町村もやはり同じような課題を抱えており、十勝全体の課題として協議していかなければ対処できないということまでできているので、今後十勝バイオガス関連事業推進協議会などで、一生懸命協議をしながらベストな処理をしていければと思っている。

山下委員：農作物の関係で、最近温暖化になっているが、町内の農作物の傾向が変わってきているかどうか把握している部分だけで結構なので教えてほしい。

農林課長：温暖化に伴っての傾向というようなもので極端なものはないが、異常気象ということで寒くなったり暖かくなったり、特に雨が多いようなので、当然作物の収穫時期が限られてくる。昔とは違いこの1日2日で集中的にやらなければいけないというように変わってきている。それに伴う機械化、基盤整備をやっていかなければ作物に対してもやっていけなくなっているのが現状かと思う。

山下委員：平成28年の被害があって、牧場や各農家も外見的にはよくなっているように見えるが、実際に作物として、今までの何割程度の畑の能力になっているのかある程度把握されているのか。牧場も含めて町内の農業の関係で。

農林課長補佐（農地整備担当）（渋谷直親）：各農家で何%ぐらい収量が伸びたかというのは把握していない。ただ、当初土が多く流れてしまって、新しく十勝川の流域から持ってくる土で何とか代替して農地のほうは復旧した。必要な3要素、チッ素・リン酸・カリを投入したりしながら復旧を進めており現在もやっている。たまたま翌年天候が良かったということもあって、芽室町や帯広市のように一箇所ですべての耕土が流れてしまったところと比べると、元々残っていた土と新しく入れた土との組み合わせが、案外いい方向に向いている。元々粘質だったところに砂質的な土が入ったおかげで土の質がちょっと変わって、作物の採れ方が良くなったという声は聞いている。特に駄目になったという報告は受けていない。土づくりについては災害のあったところやこれから土層改良をしていきたいという農家の要望を聞きながら、随時補助事業等を利用して農家の負担を減らしながら取り組んでいきたい。北海道と共に、被害があった代表的なところを選別して、フォローアップ調査ということで5年間追跡調査をしながらどういった方法が一番災害復旧に適しているかということに取り組んでいるところ。検証はその後かと思っている。

牧場長：牧場に関しては草地の状況はそもそも被害によってという部分よりも経年劣化の部分が大きかった。これによって被災した部分についても、経年劣化した草地については道営事業のほうで新しい草地に更新していく予定である。

委員長：ほかに質疑はあるか。

（なしという声あり）

委員長：以上で農林課の所管事務調査を終わる。休憩する。

【休憩 11：11】

（農林課退室、農業委員会入室）

【再開 11：19】

委員長：再開する。農業委員会について所管事務調査をする。説明員の紹介をしてから説明をお願いする。農業委員会局長（池守輝人）：（説明員紹介）農業委員会の概要という資料に基づいて説明する。1 頁目、農業委員会の組織構成。農業委員会そのものは法律によってできているもの。資料には「公職選挙法に基づき選挙によって選ばれる」と書いてあるが現在は該当しなくなっており、農業委員会法という法律に基づいて地域から選ばれてきている。今地域からあがってきているのが 13 名。そのほかに自己推薦、女性枠、農業とは全く無関係の人から選出することになっている。地域や個人の推薦であがってきた人たちに対して町長が任命するという方法で選ばれている状況。農業委員会は、市町村長から独立した行政機関となっている。農業委員会の業務ということで、農業委員会法第 6 条 1 項、2 項、3 項のところに役割が書いてある。機構図は、農業委員会のトップが会長、2 番目が職務代理者、その下に任意部会というものがある。大きな農業委員会では固定部会というかたちになり、農業委員会の総会にかけなくてもそれぞれの部会で決めることができるが、私どもの農業委員会はそこまではできないということにしており、あくまでも任意部会でやる。その下に事務局があり、農地振興係が担当している。農業委員の人数は 17 名。平成 29 年からそうっており、それぞれの委員は先ほども言ったが議会の同意を得て町長が任命するかたちになっている。任期は平成 29 年 7 月から平成 32 年 7 月までの 3 年間となっている。会長と職務代理者は任期中変わらないが、各部会長は毎年交代する。会議は、月に 1 回必ず総会を行う。そのほか農政部会、農地部会、斡旋部会と分かれるが、それぞれ案件があるごとに集まって開催している。会長業務の出席状況は 9 回となっているが、これも毎年業務によって回数は変わってくる。それぞれ委員の報酬は、会長が 51,700 円、会長代理が 37,600 円、委員が 33,000 円となっている。事務局職員の条例定数は 4 名となっているが、実際には職員 3 名。そのほかに臨時職員が兼務という発令になっている。次の頁に事務局職員の事務分掌を掲載しているが、基本的に農地に関すること、農業委員会の庶務、農地に関して争議があった場合の調停といったものが業務となっている。法律的には農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法という法律になっていく。次の頁には、業務取扱の実績が載っている。

(1) が現況証明。現況が農地か農地ではないかという証明を出すもの。地目変更の際に使うもので、農地であれば現況証明としては出せないが、農地以外ということになればそれを使って地目変更をする。(2) が農地法による権利の移転・設定。農地法第 3 条は権利の移動ということで、売買や贈与、賃貸借などが対象になる。相対というか、それぞれの人が売ったり買ったりするときこの許可がないと登記はできないということになっている。転用については、4 条転用が自己転用で、自分の土地を自分の都合で違うものに変えたいという場合は自己転用ということで 4 条の申請になる。誰かの土地を転用して砂利を取りたいとか、そういった場合は 5 条転用となっている。砂利取りやそういったときには一時転用というかたちになっていく。(3) については、農業経営基盤強化促進法の事業によって権利を移動するということだが、要するにこれからの農業をやっていく人は大事な人だということで担い手を認めていき、それを育てるためにはどうしたらいいのかということを中心にやるのがこの法律。この法律に基づく、売買、贈与、賃貸権の設定、使用貸借権の設定、賃貸権の移転の実績が掲載されている。(4) には、(3) のうち斡旋を使った場合の案件が書いてある。平成 30 年度は 9 月末現在の実績となっている。最後の頁、(5) が土地改良法に基づく農地集団化事業、いわゆる交換分合の実績。昭和 38 年度からのものが載っている。一番近くは平成 22 年に御影で実施しそれが最後になっている。今交換分合そのものがなかなかやりづらくなってきている状況で、国の補助事業が単独でなくなってきた。この事業をやったらそれに付随して交換分合をやってもいいという事業になってきたということ。土地改良事業とくっつけてやるようなかたちになっている。土地改良事業といっても 200 万円以上の事業をやらなければならないことになっている。農林課のほうでやる事業であれば 8 割近い補助金があり本人の負担は多くても 2 割だが、交換分合でやる場合は半分しか補助金が出ない。また、高い補助金を使って交換分合をやらないと交換分合事業そのものも実施できないという状況なので、これからは厳しくなる。その次の表が、農地保有合理化事業というもの。これは道公社の事業。新規就農の人がこの事業で土地を 5 年間借りて、その間に力を蓄えて 5 年後に払い下げてもらうということをやってきた。牧場そのものの改良、例えば牛舎をフリーストールに変えてもらうとか、そのようなこともこの事業でやってきた。現在は土地の貸し借りだけになっているが、現在 11 町歩が残っておりその払い下げが終われば終了という状況になる。

委員長：何か質疑はあるか。

深沼委員：農業者年金の加入状況について聞きたい。新しい制度になって 15 年以上経っていると思うが、若い世代の後継者がどれぐらい加入しているのか。新しくなってから女性も農業者年金に入るとい

う話を聞いたことはあるが、実際状況はどうか。

農業委員会次長（渡邊義春）：具体的な数字は持ってきていないが、年に1回説明会を開催したりして推進に努めているところだが、なかなか浸透していない。年度によって差はあるが、平成29年は少なかったが平成30年はちょっと加入が増えた。波がある状況で、今後もPRに努めて、税の控除的なものもあるので加入の促進を考えているところ。

深沼委員：女性も同じ状況か。

農業委員会次長：女性はPRしているが少ない。

桜井委員：毎月1回総会を開催している目的は。

農業委員会局長：総会は案件のあるたび開催するのが基本だが、例えば農地法の関係で3条、4条、5条という案件があがってくる。あがってきた案件を毎月1回集まって審議することになっている。会の収支決算とか、そういった意味で総会をやるのではなくて、案件を一つ一つ処理するのに総会を毎月やらなくてはいけない。

桜井委員：農業委員の報酬の関係だが、これは報酬審議会が何かで審議されているものか。

農業委員会局長：そう。

桜井委員：農地中間管理機構がある。5年に1回更新をしながら申し込みをとっているが、そういった斡旋の実態はどれぐらいあるのか。

農業委員会局長：基本的に案件があることということになるが、中間管理機構は最初の勢いがあまりにも強くて、借りるのだったら借りる人に補助をするというような制度があったり、貸すのだったら貸す人に補助するといってみたり、毎年のようにころころ変わっていく。そういったものが出てきたときに一時的に大きく出てくるという状況。近年では、去年1件出てきている。ただ、良い土地は出てこないの、あまり人気のない土地が出てきて、誰かが借りなければならぬようなかたちになってくるので、これは個人的な感想だが、あまり応援したくないというものはある。

委員長：ほかに質問がないようなので、以上で農業委員会の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 11：44】

（農業委員会退室、御影支所入室）

【再開 13：00】

委員長：再開する。次に御影支所の事務内容について調査をする。説明員の紹介の後説明をお願いする。

支所長（菅野靖洋）：（説明員紹介）支所の職員体制は、支所長以下4名で業務にあたっている。御影支所のほかに世代間交流センター、御影公民館、農村環境改善センターの施設の業務も行っている。支所の処務規程では支所に総務係を置くとなっている。係の分掌事務は、第4条の1番から29番まである。右横に書いてある関係する課・係と協力をしながら業務を進めている。6番目、各種諸証明に関する事とということで、平成29年度の件数は2,941件。住民票や印鑑証明、戸籍の証明を出している。金額にして1,041,250円となっている。10番目、防犯及び交通安全に関する事と、清水町生活安全推進協議会の御影交通安全全部会と御影防犯部会の事務局も行っている。26番目、各種地域団体との連絡調整及び地域振興に関する事とということで、御影地域づくり推進協議会と御影文化少年団の事務局も行っている。御影文化少年団は、平成30年度は習字、料理、陶芸、フラダンス、将棋の5つの部で46名の児童が集まって活動している。御影支所の所管地域については、条例で御影市街地、宇御影、宇羽帯、宇旭山となっている。1月現在の世帯数・人口は1,277世帯で2,484名となっている。御影支所職員は、御影公民館、農村環境改善センター、世代間交流センターの3施設の職員も兼務している。御影の住民の方々は分からないことや困ったことがあると大体支所に訪ねてくる。いつも対応できるように、また、支所で対応できないことは各担当課につないで解決するよう日々の業務にあたっている。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：4人で対応しているということだが、団体の事務局など仕事はかなり広範囲で、本所のほかの課との連携もあり4人でかなり忙しいと思うが大丈夫か。

支所長：ここ20年近く4人体制でやっているの、大変ではあるがこなすように頑張っている。

佐藤委員：それぞれいろいろな部署を兼任しているが混乱することはないのか。

支所長：それぞれ分担はしているが、4人とも全部の業務に関わるようにしているの、大体分かる。職員皆で共有して皆が分かるように日常業務にあたっている。

委員長：ほかに質疑がないようなので、以上で御影支所の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 13:06】

(御影支所退室、出納課入室)

【再開 13:07】

委員長：再開する。次に出納課の所管事務調査を行う。説明員の紹介のあと説明をお願いする。

会計管理者（出納課長）（阿部剛裕）：会計管理者については、地方自治法第168条の規定に基づき設置され、町の会計事務を掌ることになっている。その下で、会計管理者と兼務である出納課長と出納係が組織されており、出納係に係長と主任が在籍している。出納係の主な分掌事務としては、有価証券の出納及び保管に関する事、決算の調整に関する事、現金の保管及び出納に関する事、小切手の振出に関する事、収入伝票、調定伝票の審査に関する事、支出伝票の審査に関する事などである。会計事務のうち、係長が主に支出事務を担い、主任が収入事務を担い、総合的な会計事務と最終確認を課長が行っている。続いて出納課資料の2、平成31年2月5日現在の現金及び有価証券保管状況について説明する。現金について、現在高内訳表の左欄、現金については各会計歳入歳出現金を金融機関での普通預金により保管している。つり銭については御影支所ほか6箇所まで365千円、出納窓口用として500千円を常備して保管している。左欄の一般会計については支出の合計額ということで、中段より下のほうに一般計A-B-Cとあるが、△791,460,115円が2月5日現在の保管状況である。過不足の部分については一時借入金を1,000,000千円、基金の繰替運用を1,610,000千円で補填しているので、最終的には各通帳、上から北洋、信金、J A、ゆうちょ銀行、国保特別会計で融通している金額を合わせて残高は1,818,529,885円。国民健康保険特別会計の残高も帯広信用金庫清水支店に48,464円ある。収支状況としては国保会計も△132,951,536円であるが、足りない部分は現在一般会計から融通して補填している。続いて後期高齢者医療保険特別会計についても帯広信用金庫清水支店のほうに現金を943,640円保管している。国保と同じように足りない部分は一般会計から融通している。介護保険特別会計については現在帯広信用金庫清水支店に71,767,478円保管している。表の一番下に「計」というものが入るはずだが切れているが、信金の通帳の残高と同額が2月5日現在で保管している。中段は歳入歳出外。現金の保管状況は主に町道民税ということで、町道民税は一旦46,366,040円、帯広信用金庫清水支店に集まった税金を保管しており、そこから毎月10日に町民税を町の一般会計、道民税を北海道に支出している。そのほかの歳入歳出外も預かり金的なものを預かり、合計が48,915,234円ある。その下が基金の状況。各基金の合計は現在3,186,950,834円である。うち、定期預金は1,576,950,834円である。現在、財政調整基金と公共施設建設等基金のほうから1,610,000千円繰替運用を行っている。これは4月、5月の出納整理期間が終わるまでには全部基金に戻す予定。有価証券等が、有価証券、出資金、出捐金について現在770,820,293円を保管している。現金、歳入歳出外のほかに企業会計ということで、私が出納員ということで水道及び下水道事業会計の支出・収入事務を行っている。一時借入金は北海道市町村備荒資金組合から100,000千円ということで、5月24日まで無利息で現在一時借入を行っている。一般会計から歳入歳出外、企業会計の総合計の保管状況については、2月5日現在4,401,615,361円となっている。続いて資料の裏面、とちかち広域消防事務組合清水出納員口座分である。こちらについては、とちかち広域消防事務組合の出納員ということで私が発令されており、毎月の収支状況のうち、1月末現在ということで載せている。収支状況は清水消防署の自賄分ということで、主に支出の事務を出納課で担当している。残高は北洋銀行清水支店のほうで1月末現在で4,531,801円となっている。簡単ではあるが出納課の主な分掌事務の概要説明とする。

委員長：何か質疑はあるか。

(なしという声あり)

委員長：ないようなので、出納課の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 13:18】

(出納課退室、監査委員室長〈議会事務局〉説明員席へ異動)

【再開 13:18】

委員長：再開する。次に、監査委員室の所管事務調査を行う。監査委員の事務内容について説明をいただく。

監査委員室長（佐藤秀美）：監査委員室は特別資料を用意していない。事前に配付している事務分掌表35、

36 頁に清水町監査委員室規程を掲載しているのので、これに基づいて監査委員室の業務について説明する。監査委員については地方自治法第 195 条から 202 条までに規定されており、地方公共団体が地方自治法の規定に基づいて必ず設置しなければならない執行機関の一つである。先ほど農業委員会からも話があったが、町等から独立した機関として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び地方公共団体の経営に係る事業の管理並びに地方公共団体の事務の執行を監査することを基本的な職務としている。町村の監査委員は、基本的には識見を有する者、議会議員から選任される者、2 名で構成されているが、地方自治法が改正されて条例に規定することにより、議会議員から選任しないことも可能となっている。清水町は従前どおり識見の代表監査委員 1 名と、議会選出の監査委員 1 名という構成となっている。監査委員の事務を補助するために、事務局又は書記、その他職員を置くことができると地方自治法で定められており、清水町では事務局の組織を置かず、監査委員室というかたちで中に監査係を置いて、議会事務局職員 3 名が補助職員として監査委員室長、監査係長、監査係書記の併任発令を受けている。監査委員室規程の第 5 条で事務分掌を記載しており、この中で主な業務を簡単に紹介する。(11)、監査委員協議会に関することが事務の中にあるが、これについては十勝町村等監査委員協議会、北海道町村等監査委員協議会、全国町村監査委員協議会ということで、それぞれ十勝、北海道、全国レベルで協議会が組織されており、それらが主催する研修会等に出席している。(15)、定期監査に関することについては、毎年 10 月に各執行機関の上半期の執行状況などを監査するために定期監査を行っている。これは地方自治法で定期監査を行うということになっており、結果は告示等を行って公表している。議会にも通知している。(17)、例月出納検査に関することについては、毎月 15 日を中心に現金等の保管状況を確認するために、預金通帳とか基金の定期証書等を確認しながら保管状況の確認を例月出納検査というかたちで行っている。これについても毎月の結果を議会に報告している。(18)、決算審査に関することについては、各会計の決算について企業会計は 6 月、一般会計及び特別会計は 7 月から 8 月にかけて決算審査を行っており、決算審査の意見書を監査委員で作成して、決算書と同封して議員に送付されている。この決算審査に付随して、8 月に健全化判断比率、資金不足比率の審査も行っている。以上が監査委員室の主な業務となる。説明は以上。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：決算審査意見書の中に監査委員の総括の講評があった。すごくいい講評だったと思ったし、今後ともそれを続けていただきたい。議会の中で代表監査委員が監査講評をするわけではないので、そういった文章がすごく分かりやすかったと思っている。それともう一つ、例月出納検査の際に各銀行の残高確認をするということだが、そのたびに残高証明書をとっているのか。

監査委員室長：毎月例月出納検査では各金融機関の通帳を確認しており、残高証明書までは取っていない。西部 4 町の監査委員の会議があり、西部 4 町の状況も確認したが、なかなかそこまではとっていないというのが現状。というのは、日々通帳が動いている。末日でとつても結局処理が月初めになったりして、なかなか締めが難しいという部分もある。証明書をとっても検査するまでに動いてしまうので、あまり意味がないのかという気もしている。通帳の中身は毎月毎月確認している。

桜井委員：例月は分かるが、決算だとか 1 年の締めくりという場合には、残高証明書の確認は必要だと思う。私もいろいろな監事をやって厳しく言われている部分もある。これが町に当てはまるかといったらそれは分からないが、節目のときにはなるべくコピーでなくて原本を確認しなさいという言い方をされているので、そういったことも必要ではないかと思う。一つの意見として聞いてほしい。

監査委員室長：意見として伺う。実は通帳が年度ごとに分かれていない。出納整理期間というものを設けているので、4 月・5 月は両方の年度が合わさった通帳になってしまっている。だからなかなかそこがうまくできないという部分もある。完全に企業会計みたいに会計年度で閉めてしまえばいいが、一般会計はどうしても両方の年度にまたがってくる。なかなか通帳を分けるわけにもいかないのその辺が難しいというところもある。

委員長：ほかにあるか。ないようなので、以上で監査委員室の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 13:29】

(監査委員室長〈議会事務局長〉議会事務局席へ異動、税務課入室)

【再開 13:30】

委員長：再開する。次に税務課の所管調査を行う。説明員の紹介の後に事務内容について説明をお願いします。

税務課長(小林秀文)：(説明員紹介)資料 2 頁、税務課の機構図を載せてある。平成 31 年 1 月 1 日の機構

図である。1月1日付けで人事異動があり、町民税担当の課長補佐が3系の課長補佐となったということと、資産税係長が交代したということでの現在の機構図である。続いて3頁目、税金の種類、国税と地方税、普通税と目的税の分類ということで、道府県民税と市町村税に分けて、主だったものを整理してある。次に町税の種類について、機構図のようなかたちで整理をしてある。4頁、町税の概要ということで、それぞれの税目について概要を簡単に整理してある。個人町民税・道民税の納税義務者は1月1日に町内に住所を有する方。前年度の総所得金額等を基に税金を計算する。税率は、町民税の均等割が3,000円、道民税が1,000円、括弧書きとして平成26年度から35年度の10年間はそれぞれに500円増額して課税している。これについては東日本大震災の復興法に基づき、地方自治体の災害のために備える施設整備のために、財源として10年間増額するということである。所得割は、町民税6%と道民税4%合わせて10%での課税。徴収方法は年4回の普通徴収、給与特別徴収はサラリーマンの方で6月から5月での徴収、年金特別徴収は年金額からの天引き、この3つの方法で税金を徴収している。法人町民税は、町内に事務所等を有する法人で有限会社、株式会社などが申告の対象になる。法人町民税は納付した法人税額に対して法人税割として12.1%と、会社の資本金等の額と従業員の数によって6万円から360万円の範囲で均等割を納税していただいている。一般の有限会社は6万円が多い。360万円課税しているのは町内の主要の3法人。法人町民税については事業決算が終わってから2か月以内に申告書を町に提出するが、今地方税の電子化で、電子申告書が送られてきているものが相当数に及ぶ。固定資産税についても賦課期日は1月1日で個人町民税と同じ。1月1日に存する土地・家屋・償却資産の所有者ということで、課税台帳に登録された価格に対して1.4%の税率をかける。これについては、平成30年中に建てられた家屋の棟数はまだ確定していないが、平成29年は188棟を新規に課税した。今年についてはまだ担当から確定数字は聞いていないが相当数の新築家屋があり現在評価事務をしている。5頁、軽自動車税の賦課期日は4月1日現在の軽自動車の所有者。軽自動車について代表的な税額ということで、4輪の自家用軽自動車について示している。10,800円が税額。平成27年3月31日までの新車新規登録を行ったものは7,200円で旧税率となる。登録後13年を超えると経年重課ということで12,900円という税率を適用している。軽自動車税については軽四トラック、軽自動車、バイク、農耕用作業車、トラクターだが、現在相当大きなトラクターが普及している。それらも含めて課税台数は5,000台を超えている。たばこ税は昨年10月に税率改正があった。現在は1,000本につき5,692円、旧3級品(代表的なものはゴールデンバッド)については現在4,000円。これは昔の専売公社、日本たばこ産業ともう1社の2社からの申告によって毎月納められている。毎月6,000千円前後かと思う。特別土地保有税は、土地の投機的な取得を抑制するために設けられた税金だが、これについては平成15年度以降税率改正によって新たな課税は行われていない。特別土地保有税については本町の場合、当時課税していた時代も1,000千円に至っていなかったもので、それほど税金としては大きなものではなかった。入湯税は鉱泉浴場の入浴者を対象に1人150円ということだが、本町は対象施設がないので課税は行っていない。以前あったしみず温泉フロイデについても日帰り入浴施設だったので入湯税の対象にはなっていなかった。次に国民健康保険税、被保険者がいる世帯の世帯主の方が納税義務者となり、被保険者数によって税額が計算される。以上が税務課で所管している税目であるが、税務課の事務内容についても若干触れる。町民税については1月16日から医療費控除等による給与所得者の還付を受け付けている。所得税の申告を2月18日から3月15日まで税務署と同様のかたちで行っている。今年でいえば実質20日間、3名の職員が地下大会議室で確定申告を受け付けているが、多い日で50件を超えて80件近くなる時もある。20日間で実質900件近い件数を受けている。1日大体50~60件のペース。今主に多いのが医療費控除による医療費の税の還付もあるが、中には土地を売ったとか、計算としては難しい所得税の税額が出るものもあって、税務署と同様の仕事を短期間でやらなくてはいけないという部分がある。その後税務署からの個人の所得データが届いて、それを基に町民税を課税していくためのデータの入力処理を3月15日以降から4月いっぱいにかけて行う。あえてお話ししたいのは、町民税で計算する課税所得というのが、現在は町民税の計算だけではなくて広い分野で使われているということ。高額医療に始まり、保育所の料金、介護保険料の料金など、いろいろな分野で町道民税の所得データを使うということで、我々もそれに対して正確を期すということを第一にやっている。税務署から送られてきたデータあるいは町で受けたデータ、それらを整理して入力を行い間違えがないようにという作業を短い期間の中で行うというので、相当な苦勞が町民税係ではある。町民税の金額が修正されると、連動して1か月後に介護保険料、後期高齢者保険料、健康保険料が変わるなどの処理が出てくるので、なるべく所得を確定した後で差し替えるということがないように、毎年5

月 10 日ぐらいまでを目途に進めている。税務課の仕事は税務署の仕事と同等のことを求められる部分もあるので、新しく入ってきた職員にどれだけ課税の仕組みを教えるか、ミスのないように仕事を引き継いでいくかといった部分で非常に神経を使うところである。町民税の仕事の概要については、来週の月曜日から申告納税額のある確定申告所を受け付けていくというので、かなり緊張する 1 か月になると思う。次に、固定資産税の業務については家屋の評価ということで、先ほど 90 棟近い家屋を評価していくと言ったが、近年は主に住宅ではなくて、大きな牛舎、特に 100 頭を超える規模の牛舎が多く建てられている。それに伴ってロボット牛舎というものもあって、それらの償却資産がある。償却資産は申告の中に含まればよいが、大規模な牛舎の評価をする場合、システムを使ってやるが、施設ごとにバラつきがないように、漏れのないように評価をしていくことが求められている。以前は大規模な施設については十勝総合振興局の不動産取得税係でやっていたが、今はなかなかいろいろな条件をつけてきてやっていただけないということで、大規模な施設についても税務課の職員がやっている。実際の図面をもらう部分だとか、測る部分だとか、見積書をもらう部分だとか、個々の納税者に対していろいろなお願いをしなければならないということと、それに対してどうやって協力をもらうかという部分で納税者に理解をいただくことを念頭に、公正公平な課税をしていくことを念頭に進めている。納税係は担当職員 2 名でやっているが、おかげさまで収納率は管内上位になる。町税については一般会計の町税と国民健康保険を含めて約 20 億円程度を徴収している。町民税は平成 30 年度初めて 5 億円を超える課税ができた。道民税も合わせて収納するので徴収は 8 億円を超えてしまう。そんなかたちで町税の収納確保と滞納税額が出ないようにということで、個々の納税相談とかいろいろな方法を通じて公正な税負担をしていただくことに努めている。以上税務課の事務の概要について説明した。

これまで説明した資料は前回とほぼ同様だが、今回初めて No.2 個人市町村民税と No.3 固定資産税の管内状況の資料を配付した。これを配付した理由は、おそらくこれから管内の議員との交流会もある中で、清水町は管内でどれだけの税金を納めているのかということのを頭の片隅にでもとどめていただければ幸いかと思い配付した。No.2 の 2 枚目を開くと、清水町の部分がレモン色に色づけされている。税額の均等割と所得割合計で 5 億 2 千万円。個人町民税が 5 億円を超えたのは初めてではないかと思う。帯広のベッドタウンの町を見ると音更は 20 億円、幕別は 12 億円、芽室は 10 億円とすごく多いが、その中で帯広市に隣接していない町として清水町を見ると 5 億ということで、管内的に見ると上位になると思う。その中で音更の次に土幌を見ていただきたい。所得割が 4 億 7 千万円となっている。清水町に近い数字だが、ここも農業所得が非常に高く、日本一の農協と言われた土幌農協の町という部分かと思う。その横に課税標準があり、これだけの金額が計算された元となる所得金額を載せている。それを見ると土幌が農業の部分で 29 億 4 千万円、清水町が 18 億円ということで、いかに土幌が農業の町として大きいかが分かるかと思う。また、更別村の農業所得を見ると、課税標準額が 16 億円ある。これは清水町の次ぐらいで、人口規模が小さい自治体であるが、相当以前の話だが、戸あたりの農業収入額が全道一という村であった。平成一桁のうちに更別村農協は預金 200 億円を達成していた。清水農協は平成 16 年か 17 年ではなかったかと思う。そんなことを見ると興味深いと思う。清水町も人口がどの程度になるかという部分もあるが、本別町を見れば、もし清水町の人口が 6 千人になったときにはどうなのかというのが参考になるのではないかと思う。本別町は勇足地区に北海道糖業と本町のほうに明治乳業が立地している中で、一つの尺度としてこの一覧表を見ると参考になるかと思う。固定資産税についても同様に説明する。清水町は 6 億 6,200 万円が入っている。ここから過疎減免とって、過疎地域において大規模な工場施設を建てると、償却資産として機械類を中心に税額を減額するというものがあり、2,000 万円ほど減額しているので、予算ベースで言えば 6 億 4 千万円程度の税額になる。隣の新得町だが、税額が 6 億 2,600 万円と清水町と近い。なぜ近いかというと、税金の基礎となる課税標準額について構築物、機械類などの償却資産に係るもので「(配) 大臣」、「(配) 知事」というものがある。これは道内に広くまたがる償却資産。代表的なものでいえば北電の電力資産。例えば送電線だとかダムだとか、それらは知事が配分する。大臣が配分するのは J R や N T T など更に全国規模の償却資産の所有者ということ。清水町は北海道から約 20 億円の配分資産を受けているが、それに対して新得町は 153 億と桁が相当違う。これが新得町の固定資産税を押し上げている大きな要因。あと興味深いのは上土幌町も大きい。これは大臣の配分資産だが、おそらく糠平の発電施設、J-POWER かどこかの資産が大きいと考えられ、清水町とほぼ同じ。足寄町の大配分のところで、6,252,743 千円ということで大きい。これは足寄湖にある J-POWER の発電施設によるものではないかと思う。清水町も熊牛の発電施設があるので、ほかの町と比べて 40 億円と大きくなって

いる。本町の固定資産税の説明を端折ってしまったが、土地・建物・償却資産の3つの資産に基づいて税額を計算している。全体の割合については、土地にかかる固定資産税は約10%。残り建物と償却資産が半々になっている。償却資産の償却率は当然家の償却よりも年数が短いものだから、償却資産は次々更新していくというか、一定期間更新しないと固定資産税はどうしても減少していく傾向になってしまうと思っている。税務課として長期的に税収がどうだという部分については財政サイドの話になるのかと思うが、いずれにしても人口が減れば税収も減っていく。設備投資がないと固定資産税が減っていくというのは人口減少以前の問題で、清水町だけでなく各町村が抱える財政事情かと思う。そのようなことで、固定資産税と町民税について管外の議員と交流するときの参考になればということで所管事務ではないが説明した。以上で説明を終わる。

委員長：何か質疑はあるか。

(なしという声あり)

委員長：以上で税務課の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 14:00】

(税務課退室、建設課入室)

【再開 14:03】

委員長：再開する。建設課の所管事務調査を行う。説明員の紹介の後説明をお願いする。

建設課長(内澤悟)：(説明員紹介)建設課から提出した機構図のほうで説明する。担当系の体制を説明する。

中央上段の住宅都市係は、係長兼務の課長補佐、係員の2名体制。建築係については係長と係員の2名体制。土木係は係長と係員となっている。土木係の係員に関しては、平成28年度の台風の影響により、平成29年度と30年度、札幌市役所のほうから派遣を受けており、本年度終了で4月1日からは札幌市に戻る。土木管理係は、係長兼務課長補佐、技術専門員、公園緑化係兼務技術専門員、臨時職員3名(うち1名が11月から3月の間冬期除雪を担当)。公園緑化係は課長補佐が係長兼務、技術専門員、臨時職員に関しては4月から11月の間で7名体制というかたちの中で業務を行っている。次に、建設課所管の主な各系の業務内容や主要の事業について説明する。住宅都市係については、防犯灯、街路灯、地下道の施設維持、町営住宅等の公募から入退去の事務手続きや、町営住宅の使用に関する指導、対応など維持管理全般に関する業務を担当している。公営住宅の管理戸数としては、古くなった政策空家を除いた中で現在470戸、単身者住宅の管理戸数24戸、貸付住宅管理戸数43戸の管理をしている。本年度長寿命化計画に基づき、御影のさくら野公営住宅の建設をしている。本年度に関しては1棟2戸で建設しており、現在入居の募集をしている。さくら野団地に関しては、平成30年度から3か年計画で3棟6戸の建設を予定している。以上が住宅都市係の内容。続いて建築係。建築係については北海道から委託を受け、建築の確認申請に関する確認審査事務と、町公共物の建築に関する修繕や建設の設計、監督業務を担当している。現在大型事業としては、さくら野公営住宅の建設と中央公民館の大規模改修工事を実施している。続いて土木係については、町道に係る新設・改修工事の設計、監督や災害復旧事業に関する全般的な業務を担当している。また、国と北海道の事業に関わる地元の協議や要望、国や北海道との調整業務を担当している。現在、昨年度5月に発生した共栄橋傾斜の復旧工事や5年ごとの橋梁点検結果による橋梁の長寿命化計画に基づく橋梁修繕工事を実施しているところである。また、道路改修や整備計画を策定しており、計画書に基づいた中で工事を進めてきている。続いて土木管理係は、道路、河川に関する許可行為などの事務や道路パトロールによる道路補修、冬期の除雪などに対応している。維持管理全般の業務を担当している。本年度からは経年劣化に伴う除雪車両の機械の更新事業を実施している。町道の認定管理延長として644キロメートル。橋梁の管理数が268橋。その中で土木係のほうで橋梁の長寿命化計画、5年に1回の点検を基にして橋梁の修繕をエンドレスに進めていくという事業を展開している。最後になるが公園緑化係は清水公園など公園施設や日勝展望台など観光施設の維持管理業務を担当している。公園の管理数は21か所。それと、観光施設管理6か所、日勝展望台、円山展望台、石山トイレ、美蔓トイレ、剣山の山小屋、芽室岳の山小屋となっている。ただし、芽室岳の山小屋は平成28年の災害によって被災している。本町としては解体撤去という方針がある程度出しているが、国有林地内の林道が大きく崩落した状況で、現在ここにたどり着ける道路がない状況。復旧に関しては国有林地内というかたちの中で、森林管理署と林道の復旧に向

けた協議を行い、町からも強い要請をしている。なお、解体に関しては今後においても数年で対応するのは難しい状況だと聞いているので、長期の中で林道の復旧ができ次第予算を計上して危険箇所の山小屋に関して解体をしていきたいと考えている。以上で建設課の中の各係の主要な事業に関して説明とする。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：前の所管事務調査で清水公園の活性化というか、町長の方針で清水公園を含めた観光拠点にしたという構想もある中で、現場でいろいろなところを見せていただいたが、少しずつ改善していかなければならない部分があるかと思う。そういった計画は立てているのか。

建設課長：清水公園に関しては観光施設と位置づけをする前は町民の憩いの場というかたちの中で建設課で管理していた。ただし観光的な位置づけとなっているので、今商工観光課のソフト的な事業の展開等々もけっこうあると聞いている。それに応じた公園整備が必要になる中で協議している状況。ただし、建設課においては長年の課題でもあった清水公園の池の部分については、ある程度定期的に土砂の回収などをやっており、それも含めた中の再整備も考えていくということで商工観光課とは確認が取れている。

佐藤委員：除雪についてお願いしたい。いろいろな苦情が町民から入っている。それぞれ大変なことだとは思いますが、それについての対応をする予定になっているのか。

建設課長：本年度から除雪の出動基準の見直しをかけている。ただし、本年度はなかなか10センチメートル以上一週に降るといった状況がないのと、例年に比べたら全然少ない状況になっている。10センチに到達しない中でも何回か降ったときの道路状況を見ながら除雪を少し入れて、安全で走行しやすい道路の環境をパトロールも含めて順次やってきている。その辺で足りない部分があれば話してもらえれば私どものほうでも改善できる場所があれば改善する。

委員長：ほかにないか。

(なしという声あり)

委員長：以上で建設課の所管事務調査を終わる。休憩する。

【休憩 14:18】

(建設課退室、水道課入室)

【再開 14:30】

委員長：再開する。水道課の所管事務調査をする。説明員の紹介の後事務内容について説明をお願いします。

水道課長(堀秀徳)：(説明員紹介)水道課の所管する事業等について説明する。事務局のほうで配付している清水町役場機構図で水道課は2つの係がある。業務係と施設係それぞれ業務内容が書いてあるが、これについては町長部局で一般会計の担当をしている水道課ということになる。一番下の水道部水道課は企業会計として法適用を受けて上下水道事業を行っているもの。以下、水道課で配付した資料に基づいて説明する。水道課の現在の組織図である。水道部長として副町長から水道課長以下、業務係が係長以下3名、施設係が係長以下2名、合計7名で現在業務を行っている。いずれも町長部局と水道部局の併任発令を受けている。次に水道課(町長部局)の分掌事務ということで、議会事務局で配付している清水町役場処務規程の資料の11頁により、第9条の4に水道課の各分掌事務ということで、業務係、施設係の内容が記されている。これについては水道課で配付した資料の1枚目の下のほうになるが、全て一般会計として営んでいるものであり、業務係としては、農業用水、畑地かんがい用水施設使用料の賦課、徴収及び滞納整理に関することということで、御影地区の農業用水、十勝川左岸地区の農業用水、美蔓地区の農業用水と3地区ある。美蔓地区は現在道営事業で進めておりまだ共用を開始していないので、現在十勝川左岸地区と御影地区の農業用水の使用料の賦課、徴収、滞納整理に関することをやっている。2番目の家庭用浄水器に関することについては、水道の給水区域外で地下水等を利用の方で、厚生労働省の飲用水の10項目の一つでも当てはまらない場合は家庭用浄水器をつけられるということで、こちらの補助の関係も業務係でやっている。施設係は、水道施設、下水道施設に関すること、農業用水施設、畑地かんがい用水施設の維持管理全般を行っており、業務係はこれらに属さないその他の所掌事務全てを行っている。次頁、水道部水道課の分掌事務ということで、こちらは例規集2巻の7351頁から清水町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例で水道部が設置されているが、例規集では実はこの事務分掌が現在

ない状況であり、第4条の別表として附されている。その中で業務係については1番目の上下水道の予算決算に関すること全てである。5番目の農業用水使用料徴収の受託に関することということで、先ほど一般会計のほうで農業用水使用料の徴収賦課の関係があったが、その徴収、収入に関することは全て水道部で受けている状況になっている。そのほか課内の連絡調整、水道使用料の検針や認定、集落排水の受益者分担金、下水道受益者負担金の調定、徴収等に関すること全般を業務係でやっている。次に施設係の主な内容は、水道施設の水源及び水利権、水質の関係、水道、下水道、上下水道施設の維持管理全般、水道施設の拡張や改良の計画や認可申請に関すること、新築や改築などにおける給水装置や排水設備工事の受付、審査、検査全般をやっている。また、それを実施する指定業者の関係も施設係でやっている。下水道に関しても計画、設計、監督等全て行っている状況。業務係の予算決算に関する中では、日ごろの業務としては大体毎月10日頃に調定をし、各家庭に納付書を配布する。口座振替の手続きをしている方は各銀行に対して引き落としの手続きを一緒に行う。毎日の業務として、出納や銀行等に入ってくる料金収入は毎日になる。窓口業務で、転入、転出、町内の転居等に関する受付等も全て業務係で毎日の業務として行っている。そのほかに施設係で補助事業などを行ったり、普通の道路改良に合わせた水道の配水管布設替えなどの事業を行っている。主に建設課からの補償金を受ける関係、事業に関しては起債の申請、施設係の協力を得ながら、各種統計の取りまとめは業務係で行っている。施設係は先ほど説明した業務のほかに、工事の発注関係、監督、検査まで、補助事業等があった場合には、補助申請の全般を行っている。そのほかに各家庭で漏水等が起きた場合、各家庭にメーター機がついているが、家側で水が漏れている場合は、普通1トン、2トンのところが7トン、8トンになったり、毎月の検針を見た上で漏水調査を行っている。最終的には個人負担になるので、各家庭で業者に依頼して直してもらおうという状況で話している。逆にメーター機から本管に向かって漏水している場合は全て水道課のほうで修繕をしている。大体主な業務内容としてはこのようなかたちになる。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：収益的な支出の中で給水管の保守点検がかなり進んでいると決算で言われていたと思うが、今後人口が減少して利用者が少なくなる傾向の中で、将来的にどういった見通しを考えているのか。

水道課長：人口減少とともに当然使用水量も減っていく中で、20年、30年先というのはまだ想定していない状況ではあるが、10年先までは現行の水道料金と布設替え、収入と支出のバランスを取りながら赤字にならないような経営の見通しは立てている。それについては当然毎年見直していくが、3年、5年単位で先を見据えた上で今後も計算していく状況。当然、将来的には水道料金等も考えていかなければならないかと思うが、現在は今の水道料金で賄っていける状況で見通している。

桜井委員：人口減少が心配されているいろいろな想定をされると思うが、維持管理については地震も予想される中で老朽化している施設もある。役場や病院など公共施設も優先的に整備しなければならない部分もあるだろうと思う。そういった復旧状況はどうか。年次ごとにある程度されていると思うが。

水道課長補佐（野々村淳）：重要給水施設は現在補助金をいただいて、役場庁舎及び赤十字病院、文化センター、避難所といったところについては耐震化の工事を再来年までの予定で行うことになっている。第一浄水場から274号線沿いに本管が入っているが、現在石綿管という非常に地震に弱い管路が入っているの、こちらのほうを優先的に改修工事を再来年までに終わらせる予定。その後町全体を見渡した中で重要な路線をランク付けして、それらの施設について優先的に収入のバランス等を見ながら管路の更新を随時やっとうことになっている。

桜井委員：先般国のほうで水道の民営化という意見も出たが、現状北海道においては無理で公共にしなければならない部分もあると思うが、今後人口減少の中でしっかり整備をしていただきたい。

佐藤委員：施設係の中で、水源及び水利権に関することがあるが、これについては清水町が持っているということでしょうか。

水道課長補佐：町内にある第1浄水場、第2浄水場については河川からの水利権を持っているのは清水町。その他の上水場、御影、熊牛、美蔓、下美蔓については地下水を使っている。熊牛浄水場については、一部十勝川からの水利権も得て集水している。

委員長：ほかにないか。

(なしという声あり)

委員長：以上で水道課の所管事務調査を終わる。休憩する。

【休憩 14:47】

(水道課退室、企画課入室)

【再開 14:53】

委員長：再開する。次に企画課について所管事務調査を行う。説明員の紹介の後に説明をお願いする。

企画課長（松浦正明）：（説明員紹介）配付した資料に基づいて説明する。1頁目、各係の職員の構成だが、2月1日現在課長職1名、補佐職1名、係長職2名、主事3名、主事補1名、臨時主事補1名の合計9名となっている。機構については3係あり、政策企画係は兼務は0.5人と換算して3名と書いている。政策企画係は係長以下3名。統計企画係は課長補佐が係長を兼務しており、以下2名兼務と臨時主事補。広報広聴係は係長以下2名。2頁目、企画課には3つの係があるが、まずは政策企画係。(1)の総合計画の策定及び調整に関することということで、総合計画の策定、また実施計画の策定をしている。そのほかに町長の公約の管理もしている。2番目の総合政策課題に関することは、町全体的な課題の取りまとめ、全庁にまたがるプロジェクト、又はどこにも属していないような現在の処務規程に書いていない部分、例えば、結婚少子化対策等をしている。3番と4番はほとんど同じ内容だが、地域総合戦略に関すること、人口減少問題に関することということで、人口ビジョン・総合戦略の策定、評価等を行っている。(5)の過疎地域自立促進に関することは町の過疎地域自立促進計画、平成28年度から32年度までであるが、その策定や変更を行っている。(6)の政策提言及び政策要望に関することについては、主要懸案事項、国や各政党への重点要望を行うとともに、各種開発期成会の事務に関することを行っている。(7)の土地利用計画及び土地利用規制対策事業に関することということで、国土利用計画法に基づく届出の受理等を行っている。(8)の地方分権に関することについては、主に道からの権限移譲について全体的な取りまとめ等を行っている。(9)の特定開発行為は、北海道自然環境保護条例に基づくとなっているが、開発行為については知事の認可であるが、市町村の意見を聞くということで、その関係について委託でやっている。(10)の広域連携及び広域行政の調査検討に関することということで、主には十勝圏複合事務組合の広域連携事業や、定住自立圏構想などについて事務を行っている。そのほか(11)として、企画課の他の係の所掌に属さないことということで、例えばまちづくり基本条例の推進、地域おこし協力隊の全体的な報酬など、総括的なことをやっている。そのほかに町民提案型まちづくり活動支援などもここに属している。次に統計企画係。(1)統計調査に関することについては、国勢調査をはじめとする国からの委託による基幹統計調査のほか、調査員の確保、統計資料の整理などが含まれている。(2)のふるさとづくりに関することは、いきいきふるさとづくり寄附条例関係、各地帯広、札幌、東京清水会との連絡調整。以前あった旧姉妹町と文化交流もしている。(3)国際交流及び国際協力に関することは、十勝インターナショナル協会等との連携を行っている。(4)の男女共同参画に関することについては、男女共同参画に伴うPRの冊子等の配布などを行っている。(5)の生活交通確保対策事業は、北海道拓殖バスによる新得帯広線の支援、清水町内を走っているコミュニティバス、昭和タクシーによる予約型乗合タクシー、十勝バスによる清水帯広線のバスなどの推進をしている。(6)の町史に関することについては、清水町百年史の管理、販売等を行っている。次に広報広聴係。(1)広報活動及び広聴活動に関することということで、広報活動についてはホームページやフェイスブックの管理、町民と町長とのふれあいトーク、出前講座のほか、道新や勝毎の支局との連絡調整、広報レターの関係を行っている。(2)の地域要望の取りまとめ及び回答に関することということで、地域からの要望をとりまとめ、各課と連携をとりながら回答しているところである。(3)の広報しみず及び広報しみず「お知らせ版」の編集発行に関することはそのとおり。(4)の行政相談であるが、行政相談員や釧路行政評価分室などと連携して行政相談をしている。(5)の防災及び行政無線の放送に関することということで、防災無線の設備については総務課が管理しているが、運営や放送に関することについては広報広聴係でやっている。3頁目、企画課所管の附属機関等ということで、政策企画係においては総合計画審議会。委員15名ということで、今年の12月までの任期になっている。そのほかにアドバイザーとして2名、同じく12月末までとなっている。そのほかにまちづくり基本条例審査会。委員7名が6月12日までの任期となっている。統計企画係については、清水町地域公共交通活性化協議会ということで、コミュニティバスの関係だとか、そのほかに地域の足の確保に関する協議をしているところ。これについては住民代表等の関係者28名で行っている。広報広聴係については、毎年5名の広報モニターを募集しており、本年度は5名、3月末まで11か月間広報についての意見をいただいている。4番目からは、政策企画係所管の主な事業ということで、先ほども説明した中から何

点かかいつまんで記載している。(1)の清水町まちづくり計画、第5期の総合計画については平成23年度から32年度までの10年間ということで、その推進をしている。毎年実施計画についてはローリングが行われ、本年度は10月下旬頃に行われた。その後に清水町総合計画審議会を12月6日に開催し、平成31年度の事業実施計画と、第5期の計画については平成32年度までなので、第6期総合計画の策定について説明している。新たな計画については2年ぐらいかかると思うので、方針について協議している。第6期総合計画策定の基本的な考え方については後日行われる全員協議会で説明する。(2)のまちづくり基本条例審査会は、7月3日に行われた。内容としてはまちづくり基本条例に基づく町民参加手続き等の実施状況、まちづくり基本条例についての職員アンケート結果について報告して審議した。(3)の人口減少問題は、平成30年度においては、平成27年12月に策定した清水町人口ビジョン・総合戦略についての、平成29年度の評価、検証を行っている。4月に、人口ビジョン・総合戦略に掲載されている事業について、それぞれ各担当部署において平成29年度の自己評価をして、5月8日に課長職でつくっている清水町人口減少対策本部会議を開催し、各担当課で出された評価に対して意見や討議を行い、本部会議での意見として全体的な修正作業を行っている。これを内部検証と言っている。それを基に5月29日に清水町総合計画審議会を開催し、外部有識者であるアドバイザー1名にも参加いただき、数値目標、KPIの確認、今後の事業推進などについての質問や意見をいただいた。その後6月19日に開催された清水町議会の全員協議会において、清水町人口ビジョン・総合計画に係る平成29年度の事業評価や進捗状況を報告、また、清水町総合計画審議会で出された質問や意見についても報告を行うとともに意見をいただいた。総合計画審議会や全員協議会で出された意見を踏まえて、9月定例会で結婚対策、少子化対策に係る事業を補正予算として追加した。(4)まちづくり事業は、昨年度から実施している事業であるが、町民のまちづくりに対するアイデアを生かして自らが計画し実施するという公共性のある事業や活動を支援して、協働のまちづくりを進めていくものである。補助の内容としては、準備活動サポート補助金として1年だけで上限20万円。実践活動サポート補助金は3年間で上限30万円。2年目以降は24万円と制度化して、本年度については下に書いてあるとおり準備活動1団体、新規4団体、先日「しみずしゃっこい祭り」をやっているが、そのようなものも入っている。2年目の団体が2団体ということで、7月1日に行われた「しみずファミリーフェスティバル」、清水高校によるグルメ開発事業が2年目となっている。補助金の交付指令については現在のところ1,665,644円ということで、そのうち2団体は事業が確定し完了している。(5)しみずフォトコンテストは、清水町らしい季節を感じられる作品などを募集し、広報紙はHPへ掲載して活用していきたいということで、1月末まで募集していた。1月末までで26名から83作品の応募をいただき、明日最優秀賞等を選考する予定となっている。5番目の統計企画係の主な事業については、(1)いきいきふるさとづくり寄附ということで、平成30年度については前半の寄附が前年度と比べて半分ぐらいいしあつまっていたが、1月末現在で54,441,040円調定済となっている。基金残高については、平成29年度末ということで、179,183,595円程度積み立てている。いきいきふるさと寄附推進事業としては14事業者の78種類の特産物から選択されたものを返礼品として贈呈している。そのほかふるさと応援会員の事業ということで協賛店舗から協賛をいただいている。

(2)公共交通については、コミュニティバスは平成23年から拓殖バスへの補助によって運行を行っている。月曜日から金曜日(祝日を除く)、1乗車100円となっている。毎年路線を見直しているが、そのほかに割引制度として回数券、運転免許自主返納者2年間無料がある。フリー降車制度は、降りるところが路線の途中で止まれる場所であればそこで降りることができるという制度。利用状況は別紙1-1と別紙1-2に載せている。毎年減少しているということと、冬場は乗る方が増えるが、雪が少ない年はどうしても乗る方が減る傾向になっている。農村地区の予約型乗合タクシーは平成30年度から始めた事業である。農村部はコミュニティバスも走っていないし、朝夕のスクールバスの混乗しかない状況で始めた事業である。1月末現在の登録者数は28世帯48名となっているが利用者が少ない。同じ方も乗っているので実質4名となっている。こういうこともあり、到着や帰りの時間が制限されていることから不便もあるので、新年度に向けて新たな支援を考えている。清水帯広線バスは清水高校スクール線の回送を利用したバスであるが、平成30年度から実証運行を行っている。利用状況は一番後ろに書いてあるが、4月、5月と乗車を見ると分かるが、最初のうちは乗っている方が少ないが徐々に増えてきている状況である。降りているところを見ても、厚生病院や開成病院などへ行くのに利用をいただいている。別紙2は12月末現在までのものを十勝バスから提供をいただいたもの。(3)の統計調査については、平成30年度は学校基本調査、工業統計調査、これは毎年行っているが、10月1日に住宅・土地統計調査が今年度行われて

いる。6頁、(4)各地清水会ということで東京・札幌・帯広と総会が開かれ町長が来賓として出席している。次に6番、広報広聴係所管の主な事業ということで、(1)広報、おしらせ版については広報しみずは4,100部、お知らせ版は4,000部作成し、各町内会等に配付するほか町内施設、病院やコンビニ等にも置いて自由に持っていただけるようにしている。(2)広聴事業は町民と町長のふれあいトークが毎月原則9日、出前講座は29項目の基本テーマということで、今年度はごみの分別とリサイクルで10件となっており、そのほかにも2月に5件、3月に2件と現在7件要望が来て実施することになっている。広報レターは4月から1月までで19件の提出がある。氏名等のあるものは関係課で検討し本人に回答している。一部広報紙でも紹介している。匿名のものは内部で検討して今後の参考にしている。(3)行政相談員の状況は、板橋茂美さんが総務省から委嘱されており、連携を取りながら行政相談懇談会等を開催している。(4)の防災・行政無線放送は、メロディ放送は時報として12時に第九、17時に夕焼け小焼けを流している。各種お知らせは1日3回、農家の戸別受信機に6時15分(冬は7時15分)、12時15分、20時15分というかたちで定期的に放送している。そのほか随時放送としてお悔やみ放送は農家戸別受信機と、御影地区は拡声放送で流している。そのほか、町の公式フェイスブックの運用開始ということで、昨年6月15日から運用を開始している。1月末までの7か月半で284投稿して、フォロワー数も当初から増加している状況。

委員長：何か質疑はあるか。

桜井委員：第6期の総合計画については全員協議会のときに方針をいただけるということでよいか。

企画課長：第6期の総合計画は2月22日に予算の発表がされるときにこういうふうに進めるのだということと、総合計画については地方自治法の改正が平成23年度にあり議決要件ではなくなった。定める場合においては条例で定めて策定してもいいという国の方針があり、それに基づいて条例改正を3月に提案しようと考えている。それも説明するが、今まで総合計画については基本構想を議決というかたちだったと思うが、今度どこまでを議決要件にするかというのは各自治体に任される。十勝管内を見ても基本構想と基本計画までを載せているのが半数以上。今回から基本計画も含めた中で議決要件というかたちで考えている。前言ったことについても全議員に話そうと考えている。

桜井委員：昨年の3月の私の一般質問で、農商工業の担い手の確保、労働者の確保について聞いた。答弁の中で、雇用拡大に向けたプロジェクトチームを役場内部に設置すると。平成29年度中に立ち上げて平成30年度を目指して人材確保育成会社みたいなかたちのものをつくって、設立を目指すという答弁をいただいた。

加来議長：商工観光課ではないか。

桜井委員：企画課もからんでいるかと思うが、何かあれば。

企画課長：それについてはプロジェクト会議を平成29年度と30年度に開いている。その中で当初は全ての産業というか、まとまったかたちでと考えていたが、産業は広く、農業であれば農協も関係してくるし、いろいろ広がってくる。一番大きいのは農業の担い手、あとは福祉や商工業も必要だが、いろいろ話した中で一遍に一つに統合した何かをつくるのは難しいということで、その分野ごとにできる部分から始めていく。最終的には、全体的に各課連携しながら調整をとっていくというかたちで進めていくが、最初に農業を中心に進めている。そのほかについても全体的に協議で検討していく。

委員長：ほかにないか。

(なしという声あり)

委員長：以上で企画課の所管事務調査を終わる。休憩する。

【休憩 15:24】

(企画課退室、総務課〈消防以外〉入室)

【再開 15:29】

委員長：再開する。総務課(消防以外)の所管調査を行う。説明員の紹介の後説明をお願いします。

総務課長(田本尚彦)：(説明員紹介)総務課から配付している資料の1頁、総務課の職員構成についてまとめています。総務係、行政管理係、財政係、契約財産係の4つの係を担っており、14名の職員と1名の臨時職員、合計15名で総務課の事務分掌を担っている。これより各係の事務分掌について説明

するが、総務係の所管事務のうち、防災、国民保護、消防に関する事務については総務課参事より、総務係のその他の事務、行政管理係、財政係、契約財産係については私から説明する。まず総務課参事より説明する。

総務課参事（防災担当）（山本司）：最初に総務課（防災担当）の分掌事務について説明する。総務係の事務分掌の8番目に防災に関することという項目がある。主なものについて説明をする。災害対策基本法という法律に基づいて市町村が定める計画として、地域防災計画というものがある。法律の改正等を受けて、随時見直しを行っている。計画の見直しにあたっては法律に基づいて、清水町防災会議という委員を委嘱し、審議をしていただいて改正をしている。委員の名簿は4頁に掲載している。そのほか災害時の情報伝達手段として、清水町に防災行政無線というものがある。導入から30年を経過しており、新年度新たに設備の更新を行う予定。自宅にいても災害時の情報が得られるように、戸別受信機を新年度町内全世帯に配布する予定。（9）の国民保護に関することについて説明する。これも国民保護法という法律に基づいて町で国民保護計画を平成18年に策定している。ミサイルなど武力攻撃や、大規模なテロ対策に対する避難、救護等の対応を定めている。これも法律の改正に伴って随時見直しを図っている。4頁に国民保護協議会の委員の名簿を掲載している。続いて（19）のとちかち広域消防事務組合及び消防署の連絡に関することという項目がある。平成28年度より、十勝管内の消防組織が広域化されたことにより、清水消防署の職員については、それまで西十勝消防組合の職員であったが、とちかち広域消防局の職員に変更となった。給与に関しては、消防署が所在する町の給与条例を準用しているので、総務課において給与計算等を行い、毎月広域消防局への通知等の事務がある。（20）消防団に関することについては、広域化により、清水消防団、御影消防団の事務については清水町の事務となっているので、そういった事務の執行をしている。

総務課長：防災担当以外の事務について説明する。総務係の（1）儀式に関するものである。具体的には町民の新年交礼会、各種団体や企業等の代表の方々に集まっていただき、明るい1年を願いながら情報交換を図る場ということで、今年は1月4日午後6時から文化センターで開催した。例年100人前後の出席があり、議員にも参加いただいている。開町記念式は、開町記念日の10月1日に開催している。清水町表彰条例に基づき、表彰等も合わせて行っている。次に（2）の行政上の連絡に関することは、清水町官公署等連絡協議会（清親会）という団体があるが、本町に関係がある官公署等の方々の相互の情報提供の場ということで、年に4回第3火曜日に例会を開催している。会員は現在35名。（3）庁議に関することということで、定例の庁議については毎月第1月曜日を原則に開催している。町長の最高方針として意思決定を要する事項、行政執行機関としての意思決定の審査、審議等を行う場として開催している。政策調整会議ということで、必要に応じて関係課、関係機関との相互調整を図る事項についての審議を行っている。（4）町村会に関することについては、北海道町村会、十勝町村会、十勝町村副町長会議等の各団体の事務を行っている。（5）町長及び副町長の秘書に関することで、スケジュールの管理、出張の命令、旅費等の支出の手配、町長交際費についての支出、実績の報告等の事務を行っている。（6）事務引継に関することについては、町長の事務引継に関する業務ということで、地方自治法第159条に基づく事務引継に関する業務を行っている。（7）宗教法人に関することについては、宗教法人台帳の管理並びに十勝総合振興局への経由という事務を持っているが、現状直接十勝総合振興局へ各宗教法人から書類が提出されているという状況もあり、現状では宗教法人に関する書類の提出は受けていない。（10）自衛隊に関することは、自衛隊の募集事務について依頼により広報お知らせ版等に掲載している。こちらについては自衛隊法第97条第1項に基づく事務ということで取り扱っている。清水町の自衛隊協力会という団体の事務局も担当している。（11）は職員の任命、進退、賞罰、服務及び身分に関すること、（12）は職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関することを行っている。（13）職員の福利厚生及び衛生管理に関することについては、職員の健康管理のため、総合検診の実施、その他の健康診断などを実施している。衛生委員会を持っており、労働安全衛生法に基づいた職員の安全及び健康を確保、快適な職場環境の形成の促進のためにこの会の運営を行っている。ストレスチェックも行い、職員のメンタルヘルスの不調の未然防止、職員自身のストレスの気づきなどを促すような目的で職員及び臨時職員を対象に実施してきている。（14）職員の災害補償に関することについては、地方公務員災害補償、労災保険等の加入手続き等を行っている。（15）職員の研修に関することについては、各種研修への職員の派遣及び研修会の実施等を行っている。実施の状況については、決算の際に配付している町の各会計主要政策成果表の中に、実績等について計上している。（16）職員団体に関すること、（17）人事管理制度に関すること、（18）臨時職員及び非常勤職員に

関することなど、職員に関する事務を総務係で担当している。(21) 庁舎取締及び庁舎の管理に関することについては、実際平日の業務終了からシルバー人材センター並びに夜間の警備保障会社への委託により、庁舎の職員不在時の管理を行っている。土日、祝祭日については朝8時半から午後10時までシルバー人材センター、以降は平日同様警備会社に庁舎の管理をしていただきながら、緊急時の連絡等が入った場合については総務課あるいは関係する課についてはそれぞれの所管課長に連絡が入るようになっている。(21) 他の執行機関との連絡調整に関することについては、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員との調整ということで総務課が窓口になっている。そして(23) 他の課及び総務課の他の係の所掌に属さないことについて、総務係が担当している。次に行政管理係の事務については、(1) 議会の招集及び議案の提出に関する事務を行っている。(2) 褒章及び功労者に関することということで、国、道の表彰、清水町の表彰についての事務を執り行っている。(3) 条例、規則、訓令等の審査及び公告式に関すること、(4) 公印の保管に関すること、(5) 文書及び物品の收受発送に関すること、(6) 完結文書の保存及び廃棄に関することなどを行政管理係で担当している。行政不服審査及び訴訟に関することについても所管をしている。町が行った行政上の処分等についての不服申し立てがあった場合は、行政不服審査法の施行を受けた清水町の行政不服審査方施行条例の下に審査会の設置運営を行っていく。現在のところこれまで審査会の設置は行っていない。清水町を被告とする訴訟等についてもこちらが窓口として対応することになる。(8) 文書事務の改善指導に関すること、(9) 情報公開の総括に関すること、(10) 個人情報保護の総括に関することなど、それぞれ担当している。(11) 行財政改革に関することということで、平成14年頃に事務事業の再評価を行って、行財政改革の推進を行ってきたが、その後何年かごとに計画の見直し等を行って、事業全体の効率化を図ってきているところである。最近は特に行財政改革の業務等を行ってきていないところであるが、引き続き業務の効率化を目指していく必要がある。(12) 電子計算機器に関することについては、庁舎内のコンピューターシステムの保守管理等の業務が入ってくる。(13) 情報化の推進に関することについては、庁内の情報化あるいは広域ネットワークの情報化ということで、対外的には総合行政ネットワーク、国全体の連携のものと、北海道電子自治体プラットフォームということで道内のネットワーク、こういった業務についても行政管理係で担当している。次に財政係の業務。

(1) 財政計画に関すること、現在進行中の財政計画については、清水町の中長期財政推計、平成30年から34年をまとめているところ。これらの推計に基づいて毎年の予算措置の中でも将来的な財政の負担等を見計らいながら運営をしているところである。今後においてもこういった計画的な財政運営を推進していくこととなる。(2) 予算の編成及び予算管理に関すること。ちょうど今3月の新年度予算の提案に向けて準備を進めているところである。(3) 地方交付税及び地方譲与税に関すること、(4) 町債及び一時借入金に関することといったことも財政係のほうで担当し、特に地方債の借入れ、計画の作成、借入事務等について諸事務を行っている。一時借入金の管理については、歳計現金不足の場合等について運用を行うところであるが、現状では財政調整基金等からの繰替運用等の対応を図っている状況。(5) 地方財政状況調査(普通会計)に関することということで、いわゆる決算統計の作成、報告の事務である。毎年6月末に前年度の決算額を分析、取りまとめして総務省へ報告している。内容は総務省のホームページで全国の自治体の講評ということで公式の統計として出されている。(6) 決算に関することについては、財務規則に基づき毎年度会計管理者が歳入歳出の決算書を作成することになっているが、財政係では主要な施策の成果を説明する書類を各課からとりまとめ、精査、作成をして、監査委員の審査に付し、議会に提出している。(7) 財政事情の公表に関することについては、予算、決算、執行状況等についてそれぞれまちづくり情報コーナー及び広報しみずの中で状況の公表を行っている。(8) 健全化判断比率及び資金不足比率に関することについて、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率はそれぞれ決算のとりまとめと合わせて数字のとりまとめをして報告しているところである。(9) 支出命令に関することについては、財務規則に基づいて支出負担行為の審査等を行っている。(10) 使用料等に関することについては、使用料等審議会の事務局を担っており、町が徴収する使用料、手数料、分担金及び負担金について町の諮問機関に対して審議をしていただくということで、現在は8名に委嘱をし、審議を行っている。委員の名簿はこの資料の5頁に掲載している。使用料等の見直しについては基本的に3年間に1度ということで、次回の定期的な見直しは消費税増税を考慮して平成32年度の改定に向けて31年度において項目の見直し、検討を行う予定。(11) 宝くじ事業に関することということで、宝くじの収益の一部が市町村への交付財源となるので、その周知啓発についての事務を財政係で担当している。次に契約財産係の事務。

(1) 町有財産（他課の主管に属するものを除く）については、普通財産の総務課の主管に属するものについての管理を行っている。普通財産の譲渡や貸付などの実施によって有効活用を図っている。こちらの実績についても主要政策成果表に載せている。(2) 町有財産の災害共済等に関することについては、町営住宅、教員住宅の施設について共済の保険加入事務を行っている。(3) 雑産物の採取許可に関することは、町有地における土砂などの売払いに関する申請及び許可の事務を行っている。こちらの実績についても主要政策成果表の中にまとめて掲載している。(4) 工事及び物品の指名参加業者の登録及び格付に関すること、(5) 入札及び契約に関すること、(6) 入札参加指名選考委員会に関することということで、町が発注する工事・業務等の入札契約に係る一連の業務について契約財産係で所管している。入札の状況についても主要政策成果表に掲載している。(7) 庁用車両（他課の主管に属するものを除く）の集中管理に関することは、職員が公用で利用する車両の車検整備点検等の維持管理を行っている。その他庁用車両に関することということで、全ての庁用車両における自賠責保険並びに任意保険の申請手続きをこちらの係で担当している。(9) 財産の総合調整に関すること。財産の適当な取得及び処分、行政財産の目的外の使用許可等の業務を行っている。(10) 土地連絡調査及び地籍調査に関すること、(11) 土地連絡調査及び地籍調査成果品の維持管理、閲覧及び謄写交付に関すること、(12) 土地利用地番管理に関することについては、民間の方の所有地も含めた土地全体の地番、図面等の把握調整等を行っているところである。(13) 町有財産の取得、処分及び登記に関すること、(14) 道路用地等交換登記未済事務の処理に関することについては、町の財産に関わる登記等の手続きについての所管をしている。(15) 字名、地番の整理に関すること、(16) その他地籍用地に関することについても契約財産係が窓口となって実施している。最近のところについては、字名、地番の改正、地籍の調査等の実施は行っていない。

続いて選挙管理委員会の事務分掌について説明する。事務としては国、道、町村における選挙事務を行っている。平成31年については町議選挙に始まり、4月に知事、道議の選挙、7月に国政参議院議員選挙が予定されている。選挙管理委員会については議会で選挙により選出された委員の4名、補充委員4名で構成されている。任期は平成31年11月18日となっている。事務局は総務課及び御影支所職員の併任となっている。委員会の開催は年4回、選挙人名簿の登録抹消に関する定例の会合を行っており、その他各選挙において5、6回程度の委員会を行っている。以上、総務課が担当している事務について説明した。

委員長：何か質疑はあるか。

佐藤委員：消防署員の危険手当がある。火事、災害になったときに職員が現場に行っているときに出る。私が団長現役のときに「危険手当が200円というのは少ないのではないか」と申し入れしたら、上がったのは100円で納得がいかなかった。できれば500円に上げてほしい。

総務課長：そういう意見があったということで報告をしておきたい。

桜井委員：地籍に関することだが、所有者が特定できないような事案は現在あるのか。

総務課長補佐（契約財産担当）（西田史明）：今のところそういう土地は清水町内にはない。

桜井委員：決算審査の監査意見の総括の中で財政のことだが、今後老朽化した施設の工事や新たに建てなければならない保育所の問題などいろいろあると思うが、その中で清水町は随分国などの依存度が高いという監査の指摘があった。今行っている事業の中でも見直すべきものは見直すということも指摘をされているが、どう考えているか。

総務課長補佐（財政担当）（藤田哲也）：各事務事業の見直し、各事業の予算付けに関しては、まずは企画課が主導になるが総合計画の実施計画・ローリングというのがある。時期的には11月をメインに各課を呼び込んで、その際にそれぞれ現状での事業の効果・ニーズの状況からどういう方向にいくべきなのか町長から各事業の方針が出てくる。廃止なのか、強化拡充なのかという部分の方向性が示されて、最終的に予算の各課要求については、数字等々についても一定の精査がされてあがってくる。この部分について財政係で精査内容が、基本的な積算がどうなのかということもあるが、総合計画等々の方針に従っているものなのかどうなのかという点を基本として、各事業の予算付けを行っている。この中で一定の見直しを図っている。各事業の中身というのは、決算段階、予算段階それぞれの段階で、委員がご指摘のとおり交付税を主とした依存財源は70%程度依存するというかたちとなっている。交付税は一定の財源保障という機能を持っているが、依存度が高いというのは否めない点である。国の施策に左右される部分が大きいのということから、国の動向等々にも注意した上での流れ、依存度の中には地方債、いわゆる借金をして建物を中心に整備関係を行っていくので、こういった将来動向が大きな負担にならないのかという点については決算、予算それぞれの段階で

財政係で収支見通しを立てている。この点については町長、副町長にも状況を報告している。

桜井委員：災害もあって大変な状況だと思いが依存度も高い。町の財政を備えるということについてはどのようなことが考えられるか。

総務課長補佐（財政担当）：災害等の影響については決算成果表の中で示している。端的に申し上げれば大きな影響は今後生じないという見通しを各国の財政措置から見解を示させていただいている。その上で将来に備えた財政運営としては、まず第1として一定程度の基金の確保にあると考えている。また、将来長い年限を使って建てていく建物等々については町債を使うので、公債費の管理、借金払いを管理していく。一定程度急激に上がるというのは中期財政推計でも交付税の制度、仕組み等々も交えて説明をした経過があるが、こういったものの過度に上がりすぎて、経常的な経費に影響を及ぼさないように、例えば保育所などの各施設の運営経費であるとか、従前には各町民団体への補助金を削減しなければ基金が底をつくということがあったが、こういったような大きな将来の財政負担にならないような財務管理をしていく。この2点があると思う。災害の部分については北海道市町村備荒資金組合という一部事務組合がある。平成28年の台風以降の現状で7,000万円程度の積み立てを決算剰余金の中から積み立てを行っており、こういった決算剰余を活用した将来への備え、災害への備えについては、平成30年度以降の決算においても一定額を積み立てて大きな災害の財源保障として備えたいという考えを持っている。

委員長：ほかにないか。

（なしという声あり）

委員長：ないようなので以上で総務課の所管調査を終わる。休憩する。

【休憩 16:05】

（総務課〈消防以外〉退室）

【再開 16:06】

委員長：再開する。各課から説明を受け事務内容について確認した。この所管調査はまとめをどうするか。今日の調査内容は所管部局の事務事業について説明を受けたという程度で報告をしてもよいか。

（よいという声あり）

桜井委員：その程度でよいと思う。今後この委員会が所管事務調査をする上でいろいろな参考にもなるし、各所管の事業の確認もできたということでもまとめたらいいのではないか。

委員長：ほかに意見はあるか。

（なしという声あり）

委員長：今回の所管事務調査の報告書は各所管部局の事務事業について説明を受けたという内容で報告をする。

佐藤局長：今回の所管事務調査は毎回議会議員改選後に所管の範囲を確認するために行っている調査。報告書については今委員長が言ったように特にまとめる部分はないので、所管部局の事務事業について説明を受けた程度で、総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会から委員長名で報告するというかたちが今までの流れ。本会議ではそれぞれの委員会で報告書1枚を配付して、委員長報告は省略しているのが今までの流れ。

委員長：本会議での委員会報告はないということで理解をいただきたい。今回の所管事務調査に関する事項は終了する。そのほか何かないか。

（なしという声あり）

委員長：以上をもって、総務産業常任委員会を終了する。

【 終了 16:10 】